## いのちとくらし

### 第39号 2012年8月

### 目 次

○巻頭エッセイ「日本社会と社会科学」のゆくえ……内山 哲朗 1 特集1 TPPと共済・医療イノベーション政策 〇TPPと共済事業……………………相馬 健次 2 ○TPPと医療イノベーション政策······· 石塚 秀雄 9 特集2 3.11以後の福島と非営利・協同 ○東日本大震災後の非営利・協同組織の課題………富沢 賢治 13 ○「福島の農協、漁協と原発事故の影響と現状、地域社会への影響| ○「福島第一原発事故から1年~明らかになったことと今後の課題」 座談会「非正規労働の増大と労働契約法改正などをどうみるか」 ·······················木下武男、伍賀一道、後藤道夫、河添 誠 31 ○ギリシャの医療制度と社会的経済……………石塚 秀雄 49 ○社会福祉と医療政策・100話(86-90話) [18 喪失と閉塞の時代]

## 日本社会と社会科学のゆくえ

## 内山 哲朗

原子カムラ 3.11の原発事故をめぐる様々な言説の中に「原子力ムラ」批判がありました。国策としての原発、原発を不可侵とするエネルギー政策と膨大な国家予算の投入、そこに群がる政治家・企業・研究者等々が堅固なムラ社会を構成して安全に向けての自浄作用が働かなかった、という批判です。当然の批判とはいえ、「ムラ批判」の言辞には、私は違和感を禁じえませんでした。というのは、「負のムラ論理」は原子力関連の企業・団体・組織だけに特有のものではないという感覚がぬぐい切れないからです。

権威順応型社会関係 振り返るまでもなく、日 本社会の近代化過程は、西欧発の社会諸制度の導 入をもって社会の転換を進めるというものでした。 社会制度には一般に、それを作動させるために適 合的な制度的社会関係が予定されています。そし て、「近代制度に対応した制度的社会関係」とは、 西欧近代社会の原理としてみれば、「自立した諸 個人」間の社会関係、すなわち、「市民社会型社 会関係」にほかなりません。しかしながら、第二 次大戦後においても、いまだに「お上意識」「お 任せ民主主義」といった言葉が一定の実感を伴っ て通用しているように、「お上」にさしあたりは 順応しながら物事の決定を「お任せ」するという、 いわば「権威順応型社会関係」が、「市民社会型 社会関係 | を掘り崩すようなかたちで色濃く支配 しながら社会関係の中に同居しているのが日本社 会の成り立ちです。

**見えざる膜** その意味では、西欧社会に範をとった近代制度および制度的社会関係と日本社会の 社会関係との間には常に齟齬が伴っていたという ことです。言い換えれば、制度としての「近代」と社会関係としての「非近代」(「市民社会型社会関係」と「権威順応型社会関係」との混成)が絡み合っているのが日本社会の実相だったのです。 〈近代制度と社会関係〉の関係性を問うという視点からみれば、西欧社会でいう「市民社会型社会関係」とは異なった特有の「権威順応型社会関係」が、「見えざる膜」のように「市民社会型社会関係」を包み込んでいるがゆえの齟齬です。

日本の社会科学 近代化過程以降の「日本の社 会科学 は、この齟齬を生じせしめる「見えざる 膜 | を自覚的に対象化し、そのうえで社会制度を 論じることにあまり熱心ではありませんでした。 今回の原発事故を「原発企業の不祥事」ととらえ てみると、絶えることなく繰り返されてきた企業 不祥事をめぐる他の事例とのあいだには、組織に とっての「不都合」は組織を主導する「権威」に 好都合なように処理するという「権威順応型社会 関係」の作用というべき共通の構図を見て取るこ とができます。そのかぎりでは、原発によるエネ ルギー開発とその破綻は、国策という権威に日本 社会の社会関係が無自覚のままに動員されていっ たことに起因する最終的な帰結であり、明治以降 の近代化過程のある種の極致だといわなければな りません。日本社会における社会関係のあり方を 問い直すという文脈からいえば、3.11の経験は、 「見えざる膜」を対象化するような社会研究を放 置し続けてきた「日本の社会科学 | のあり方にも、 じつは深刻な課題を投げかけることになったのだ と私たちは受け止めなければならないでしょう。

(うちやま てつろう、専修大学経済学部教授)

# 

## 相馬 健次

### はじめに

この3月31日、政府は全国5大紙に全面広告を掲載、「日本はTPP協定交渉参加に向けて関係国と協議を行っています」と国民に訴えた。野田内閣がいよいよ交渉参加に踏み切るという危険なサインにちがいない。

TPP 問題がにわかに浮上したのは、2010年10月 1日、管直人首相が所信表明演説で「平成の開国 | を宣言し、TPP 交渉への参加を検討すると表明し たことがきっかけであった。これに呼応して、大 手マスコミが TPP 参加で論調を合わせるという 異常な事態が発生したが、最近の消費増税問題と も軌を一にしている。TPP 問題は、はじめ農業問 題に意識的に議論が集中され、「日本の国内生産 における第一次産業の割合は1.5%だ。1.5%を守 るために98.5%のかなりの部分が犠牲になってい るのではないか|(前原誠司外相)など、農業軽 視さらに農協バッシングの発言がつづいた。これ に対してまず農協関係者が日本農業の危機として 反対運動に立ち上がっていたが、その後 TPP は 農業問題だけではないことが知られるようになり、 反対運動は他の分野にも広がり、いまや国民運動 の性格を帯びているといえる。共済事業の立場か らも、農協共済関係者のなかから危機感をもった 発言がみられ(1)、その他の共済分野でもシンポジ ウムや学習会の形で問題にとりくまれはじめてい る(2)。

本稿では、TPPが共済事業にどのような形で関係してくるのか、アメリカ保険業界の要求を材料に考え、その正当性を問うことにしたい。

## 1. TPP とはなにか

いまではかなり知られるようになってきたが、 TPP (環太平洋経済連携協定)とはもともとシン ガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの

4カ国の間に結ばれた自由貿易協定(通称「4 P」) のことであり、これをひろく環太平洋地域 の諸国に拡大しようとするのが今日の TPP 交渉 である。自由貿易協定(FTA)は世界的にひろく 存在しているが、日本の場合にもシンガポール、 メキシコ、マレーシア、ASEAN(東南アジア諸 国連合)など12ヵ国・地域とすでに締結し、さら に数カ国と交渉している。「4P (TPP)も一種 の FTA であるが、それが他の FTA と異なるのは 関税を即時または段階的に撤廃、しかも例外品目 を認めないという究極の自由貿易をめざしている 点であるとされている。また、これはサービス貿 易、政府調達、知的財産あるいは人の移動など非 関税障壁をも対象とした包括的な協定である。現 在、TPP 交渉参加国は「4P」4ヵ国に加えてマ レーシア、ベトナム、ペルー、オーストラリア、 アメリカの5ヵ国、合わせて9ヵ国で、交渉はア メリカの主導で進んでいる®。そのアメリカの考 え方を端的に示す文書がある。「TPP のための米 国ビジネス連合 |<sup>(4)</sup>が2010年9月に発表した、TPP が成功するために必要な「15の基本原則」である。 最初の2原則を掲げる。

#### 基本原則1:包括的協定であること

TPPが協定として成功するためには、農業、物品、サービス、電子商取引、知的財産等、貿易と投資に関するすべての要素を網羅する必要があり、商品別、分野別に例外を設けるべきではない。例外分野を設けると、米国の農業従事者、製造業者、サービス提供者が新たな市場を獲得し、事業を拡大し、米国民の雇用を支え創出する機会が制限されることになる。

## 基本原則 2:商業的意義の大きい協定であること TPP が協定として成功するためには、(中略) 新たに大きな市場開放機会とビジネスチ

ャンスが米国の農業、消費者、製造業、サービス業および投資家にもたらされる協定でなければならない。(後略)

自国の産業・業界の利益のために、物品・サービスなどあらゆる分野にわたって市場開放を要求する立場が鮮明である。「オープンで平等な調達機会を推進する協定(原則10)」「公正な競争と対等な競争条件を促進する協定(原則11)」など、平等・公正・対等をうたってもいるが、それは強者の立場から市場開放を要求するものであり、交渉相手の事情も配慮する互恵的な原則ではない。

## 2. TPP 交渉における「共済 |

### (1) 「米側関心事項 | (郵政・共済)

日本が新たに交渉に参加をするためには、交渉参加9ヵ国の賛成が必要であり、日本政府はそのための交渉を各国と行っている。政府は、この参加国との交渉を通じて得た情報をまとめて『TPP協定交渉の分野別状況』として2011年10月に発表している。TPP交渉はそれ自体秘密交渉であり、交渉未参加の日本政府が入手する情報は限られているが、21分野に整理された交渉事項のなかの「金融サービス」では、TPP交渉に参加するにあたって「わが国として慎重な検討を要する可能性がある主な点」として、つぎのような記載があることに注目せざるをえない。

これまで我が国は、WTO・EPAにおいてすでに高いレベルの自由化を約束しており、追加的約束が求められる余地は考えにくい。他方、TPP協定交渉参加国間のFTAにおいては見られないものの、我が国との二国間の協議において提起されている関心事項(郵政、共済)について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要。

関心事項(郵政、共済)を提起しているのはいうまでもなくアメリカであり、2011年2月の「日米経済調和対話」においてである。共済は「金融サービス」の一部としてTPPに位置づけられているのである。この対話における「米国側関心事項」の「保険」の項に次のような記載がある。

共済:健全で透明な規制環境を促進するため、共済と民間競合会社の間で、規制面での

同一の待遇および執行を含む対等な競争条件 を確保する。

このことは、共済関係者にとっては目新しいものではない。これまで、在日米国商工会議所(ACCJ)の「意見書」で10年ほど前から繰り返し主張されてきたことである。従来、このことはWTO・GATS<sup>(5)</sup>上の義務をテコとして日本政府に要求してきたが、TPPに参加することになれば、それをテコにしていっそう強く要求されることになるであろう。なお「郵政」の項ではかんぽ生命保険、ゆうちょ銀行と民間金融機関の間の対等な競争条件の整備が要求されている。

### (2) ACCJ 「金融サービス白書 |

ACCJの共済事業についての最新の要求は、11年9月に発表された「金融サービス白書」に総括的に示されている。日本がTPPに参加した場合には、日本政府の義務としてその具体化を迫られることになる。やや長文になるが、「白書」の該当部分について紹介しよう<sup>(6)</sup>。

まず共済事業全般について、共済事業団体は「保 険商品を取り扱っているにもかかわらず、金融庁 規制下の米国企業を含む民間保険会社に比べ、多 くの優遇措置を享受している」として、つぎのよ うに問題点をあげる。

- ①金融庁以外の省庁の規制下におかれているため、監督および監視が緩い。
- ②準備金積立規制、市場行動ルール等、金融庁 規制下の保険会社に適用されるルール・規制 が適用されていない。
- ③破綻した際に契約者を保護するためのセーフ ティーネットへの加入義務がない。
- ④保険会社よりも負担している税金の水準が非常に低い。

そして、これらの不平等な待遇を是正し平等な 競争環境が確立するまで、「共済による、新商品 や既存商品の改定といった保険事業拡大を一切禁 止することを要請する」。

つぎに「制度共済」についての不満が述べられる。「制度共済」は構成員の範囲が広いものが多く、わずかな出資金で構成員になって保険商品を購入できるので、実質的に「不特定多数に販売している」として、JA共済を例にあげる。また農

水省等の監督官庁は「金融監督の専門家ではない」し、検査基準も緩く、運用においても厳格性に劣る。さらに緩い規制環境に置かれた制度共済は、保険市場に大きなシェアを占めている、と。

「その他の共済」にかんしては、「自主共済」などが2007年保険業法改正よって「認可特定保険業者」というカテゴリーで救済される道が開かれたことについて不満を述べている。

最後に「提言」として、次のように要求している。

- i. WTO の下で決められている義務に従い、 金融庁規制下の米国企業を含む民間保険会社 と共済の間に平等な競争環境を確立する。
- ii. 金融庁規制下の米国企業を含む民間保険会社と共済が日本の法制下で平等な扱いを受けるようになるまで、共済による新商品や既成商品の改定といった保険事業拡大を一切禁止する。
- iii. 平等な競争環境の確立に向けた第一歩として、共済に対して行われている監督・検査が準拠する法規制が、民間保険会社に対する金融庁の監督基準と適合しているかを、すべての共済について徹底的に見直す。

### (3) ACCJ「意見書」

この「白書」に先立って発表されている ACCJ の「意見書」でも同様の議論が行われているが、こちらの方が具体的で「白書」にはない議論もある。「意見書」は毎年発表されており、最近3年間についてみれば有効期限とタイトルは次のようなものである。

- ①2012年7月、「共済と金融庁規制下の保険会 社の間に平等な競争環境の確立を |
- ②2011年7月、「共済と金融庁規制下の保険会社の間に平等な競争環境の確立を」
- ③2010年6月、「制度共済と金融庁規制下の保 険会社の間に平等な競争環境の確立を」
- ①②はほとんど同文である。この中で、「提言」の部分では「すべての共済は、金融庁の同一規制下に置かれ、保険業法が適用されるべきである」と、「白書」にはない直接的な表現でいわゆる保険行政の一元化を要求している。そして以下のような措置を共済に義務づけるよう提起している(\*\*)。

1)経営破綻時の契約者保護のためにセーフティネットに資金を拠出すること、2)準備金積立規制や市場行動ルールなど保険会社に適用されるものと同じ規制ルールが適用されること、3)保険監督者国際機構(IAIS)の保険監督基本原則にのっとった金融庁の監督下に置かれること、4)競合者と同じ水準の税金を負担すること。

「問題点」の部分では「i.『制度共済』は金融庁以外の省庁の規制下で優位な立場にある」として、JA共済連、全労済、全国生協連、コープ共済連、都民共済の名をあげている。また「ii. 異なる規制基準は規制ギャップを生み出し、金融庁のベターレギュレーションに向けての努力に反する」として、「認可特定保険業」が少額短期保険業よりも共済金額や共済期間の制限がゆるいと問題視している。さらに「iii. 共済の緩い監督制度は消費者保護と矛盾」として、消費者保護に関して保険会社に求められる規制は共済にも行うべきだとして、生命保険契約者保護機構、責任準備金、IAISの監督原則に則った検査などをあげている。

③の趣旨も①②と同じであるが、「制度共済」における動向を事細かにあげて問題視しているのが特徴である。煩雑ではあるが、ACCJの執念をみることができるので、摘記する。

「問題点」の「ii. 制度共済は商品ラインの拡大、共済金額の引上げ等により、新市場に積極的に参入してきている」の項。

厚生労働省は2007年4月の生協法改正によって、「労働金庫等の共済代理店を通じた保険商品販売の容認や全労済、全国生協連、コープ共済連等が提供する生命共済商品の共済金上限を撤廃等」により、保険会社との競争をさらに拡大。

2007年4月JA共済連が既存の医療・高齢者向け医療共済の保障範囲を拡大、新しく高齢者向け医療共済を発売。全労済も子供・高齢者向け医療共済の保障範囲を拡大。同年9月には日本生協連(コープ共済連)が主力医療共済「たすけあい」の保障範囲を、08年3月には生命共済「新あい・あい」の保障範囲を拡大。09年4月には全国生協連が手術の保障範囲を「日帰り手術」まで拡大。

全労済は保険会社の来店型店舗と同じスタイルのショップ「ぐりんぼう」の店舗数を増やし、「不

特定多数への商品販売や組合員拡大を容易にして いる |。

大手制度共済は、労働金庫等も活用して商品を 販売。「制度共済はまるで保険会社であるかのよ うに、直接保険会社と競合しており、構成員相互 の『相互扶助』という共済本来の理念は骨抜きと なっている」。

「結論」では、「制度共済への優遇措置は政府が日本の金融・資本市場の健全な育成を促進する能力を損ない、金融改革の下でこれまでに達成した成果を脅かすことになる。さらにはGATS上の日本の国際通商上の義務に関する問題を提起している。(後略)。

これは TPP において共済がどのように扱われるか、予告するものである。

## 3. 懸念される共済規制のさら なる強化

### (1) 共済規制の現状

2005年保険業法が改正され、これと前後して農協法をはじめとする一連の協同組合法が改正された。保険業法改正においては、旧法では「不特定の者を相手方として」という限定を付して「保険業」を定義することによって、共済事業は保険業法の規制外であることが明示されていた。ところが新法ではこの文言を削除、社会保険を含む保険原理を利用した経済施設をすべて「保険業」として経済施設をすべて「保険業」として経済が設をすべて「保険業」として過用除外の範囲を制限列挙方式で指定した。その結果「自主共済」には保険業法が適用され、「特定保険業」として厳しい規制が加えられた。また改正協同組合法によって、共済事業に次のような規制が課されるようになった。

兼業禁止、ソルベンシーマジン規制と早期是正措置、準備金積立規定の強化・整備、共済計理人の選任と関与、経営情報の開示、募集規制(共済募集人制度の導入)、募集に関する禁止行為(虚偽説明・重要事項の説明義務違反・不当な乗換募集・比較説明など)、クーリングオフ制度の導入。

これらはほとんどが保険業法から転用あるいは 準用されたものであり、共済事業は事実上保険業 法と同じ法制によって規制されているのが現状で ある<sup>(8)</sup>。これは内外保険業界の要求が、アメリカの強い政治的圧力のもとで実現したものである。こうして ACCJ の要求はその多くが実現したのであるが、それに満足することなく、なお多くの要求を日本政府に突きつけているのである。

### (2) 保険業法適用除外の廃止

TPP 交渉においてアメリカ側が要求してくるの は、毎年のACCJ「意見書」のタイトルとなって いる共済(とくに制度共済)と保険会社の間の「平 等な競争環境の確立 |、すなわち共済に保険業法 を適用し金融庁の監督下におけ、ということに違 いない。すなわち保険業法の適用除外廃止の要求 にほかならない。とりわけ ACCJ によって名指し で問題にされてきた4大共済(JA共済連、全労 済、コープ共済連、全国生協連) がそのターゲッ トになるであろう。その点 TPP と近いとされる 米韓 FTA (2012年3月16日発効) が参考になる。 そこでは郵便局(簡易保険)、水協、信協、セマ ウル金庫が協定発効後2年以内に金融監督庁(日 本の金融庁の相当)の監督下におかれ、農協の場 合は今年3月22日から保険業法の適用を受けるこ とになった。既存の共済制度(商品)の保障内容 や掛金等の変更は、金融委員会(日本の金融審議 会に相当)の審議事項となる。実際、郵政事業本 部が簡易保険の加入限度の引上げを予告したとき、 これを協定違反とする国内の民間保険団体や在韓 米国商工会議所の抗議により頓挫している(9)。

「白書」に関連して新たに懸念されることがある。

### (3) 共済による事業拡大の一切禁止

ひとつは、「白書」で保険会社と共済が法制下で平等な扱いを受けるようになるまで、「共済による新商品や既成商品の改定といった保険事業拡大を一切禁止する」と要求していることである。同趣旨の要求は、これまでもしばしば行われてきたが、「意見書」③にみたように、今回は共済制度(「商品」)の新設・改善について事細かにとりあげて問題視していることである。保険業法と各種協同組合法の改正によって、法制上の要求はほとんど実現したので、その実効性を追求しはじめていると考えられる。共済制度の新設・改善にた

いする ACCJ の圧力が加わり、それが困難になるのではないか。また、「自主共済」の「認可特定保険業」認可についても、きびしい審査が行われるのではないか。懸念されるところである。

### (4) 監督・検査基準の共済への適用

もうひとつは、共済事業に対する監督・検査の 法規制(基準)が、保険会社に対する金融庁の監 督基準と適合しているか、「すべての共済につい て徹底的に見直す」としていることである。「意 見書 | ②には、制度共済は金融庁の規制下にない ことから、「国際的に受け入れられている保険監 督者国際機構 (IAIS) の『保険コア・プリンシプ ル (保険監督基本原則)』) に則った金融庁の検査 を受けたり、金融庁へ定期的な報告を行ったりす ることも求められていない | と問題視している。 この「保険監督基本原則」は、金融庁の監督・検 査基準に採用されているもののようである。これ を基準に共済事業にたいする監督・検査基準を強 化し、かりにそれと適合するよう変更した場合ど のような結果をもたらすか。かつて、信用金庫が 金融庁の検査基準よって資本不足と認定され、破 綻処理を強制されたことがあったことを想起せざ るをえない。

# **4. ACCJ** の要求に正当性はあるのか

このように「自由化」の旗印のもとにおこなわれる「平等な競争環境の確立」は、共済の活動を自由化するものではなく、規制を強め、その発展を妨害するものである。現に少なくない共済事業(「自主共済」の一部)が2005年保険業法によって廃業に追い込まれたのである。その根源であるACCJの要求に正当性はあるのか。われわれはこのことを問わなければならないと思う。ここではふたつの問題を検討したい。ひとつは共済事業に対する保険業法の適用と金融庁による監督という彼らの根源的な要求、もうひとつは個別的な問題であるセーフティネットへの資金拠出問題である。

# (1) 共済に保険業法を適用し、金融庁の監督下 におくこと

ACCJは、その根拠を共済が「保険商品」を販売し保険会社と競争関係にあることに求めている。両者が競争関係にあることは一面の事実としても、このことから上記の命題を引き出すことは短絡的であり、正当でもない。共済と保険会社の保険、つまり営利保険とは本質的に異なるからである。

保険の仕組みを利用した経済施設として代表的なものに保険会社(営利保険)、共済、社会保険がある。これらは保険業法ではいずれも「保険業」とされている。しかし、これらはその目的、運営主体(事業組織)、制度(あるいは「商品」)、資産運用などが異なる。

営利保険とは、保険の仕組みを利潤追求の手段 として利用した経済施設である。その主体である 保険会社は株式会社(相互会社もあるが実態的に は株式会社と違わないとするのが保険論の定説) であり、意思決定は株主総会で大株主の支配の下 で行われる。保険契約者にこれに関与する権利は ない。これに対して共済は、保険の仕組みを社会 運動の手段として利用した経済施設である。その 主体は協同組合・労働組合・その他の社会運動組 織であり、意思決定は組織の構成員(またはその 代表者)で構成する総会(総代会)などで1人1 票の原則により民主的におこなわれる。共済契約 者はその組織の構成員であることが原則である。 また社会保険は、保険の仕組みを国の社会政策の 手段として利用した経済施設である。その主体は 政府(中央政府、地方政府)であり、意思決定は 議会(国会、地方議会)によって民主的に行われ る。保険の仕組みを利用した経済施設としては、 ほかに会社共済会などもあるが、全体を通じて利 潤追求を目的とするのは保険会社(営利保険)だ けであり、ほかはいずれも非営利である。

営利保険の保険商品は、大数の法則を利用した 保険数理などを利用して設計され、保険料は危険 率に応じて決められる。これに対して共済制度 (「商品」)は同様に保険数理などを利用して設計 されるが、原理的には一律掛金である。また社会 保険制度は、保険数理などを利用して設計される が、強制加入・保険料の応能負担原則などの特徴 があり、国民経済的には所得再分配の機能がある。

利潤追求を目的とする営利保険の活動は、募集活動や資産運用などで規範から逸脱することがし

ばしばあり、特有のきびしい規制や監督が行われるようになってきたのである。

他方、社会運動としての共済は協同組合など社会運動組織の活動の一部としておこなわれ、その生活保障機能の発揮によって構成員の生活の維持・安定に役立つとともに、構成員の連帯を強めその組織の維持・発展に役立っている。協同組合・労働組合・その他の社会運動組織は、結社の自由など日本国憲法が保障する基本的人権にもとづいて国民が自発的に組織したものであり、いずれも社会問題に対処する役割を担っていることから国の社会政策の一環として一定の保護・助成政策が取られてもきたのである。この点、営利保険に対する規制・監督とはまったく異なるのである。

共済の主体である社会運動組織は、営利保険の 主体である保険会社にくらべはるかに多様であり、 それぞれ地域・職域に固有の基盤をもち、そこか らはなれて存在することはできない。これに対し て営利保険とくに外国保険会社は、こうした社会 的つながりをもたず、市場として魅力があるかぎ り参入に情熱を傾けるが、市場としての魅力が薄 くなれば撤退するであろう。これは保険会社にか ぎらず営利企業一般の行動原理である。

保険業法はもともと営利保険の活動が規範から 逸脱するのを防ぐための法律であり、金融庁はそ れに則って営利保険を監督するのが本領である。 営利保険とは本質を異にする共済事業に対して保 険業法を適用し、金融庁の監督下におこうという 企みは、治安立法による弾圧とは様相が異なると はいえ、社会運動に対する乱暴な干渉である。 ACCJの要求は、このことの実行を日本政府に迫 るものであり、不当な内政干渉といってもよく、 そこになんら正当性を認めることはできない。

### (2) セーフティネットへの資金拠出

セーフティネットとは、保険会社が経営破綻した場合に保険契約者の契約を継続して損害をふせぐ仕組みであり、生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構とがある。その仕組みはかなり複雑なので説明は省くが、国内で営業するすべての保険会社が強制加入し、負担金を拠出することなっている。生命保険会社の破綻がはじまった1998年に設立されている。保険会社の経営破綻は、

ハイリターンをもとめてハイリスクの金融商品に 手を出すなど、投機的な経営活動が原因になる場 合が多い。問題は投機性の高い金融市場でおこな われる資産運用である。ACCJ は、共済が生命保 険契約者保護機構への加入が求められていないこ とを、保険会社にくらべて共済が享受している優 遇措置のひとつとしてあげている。ACCJ からみ れば、契約者保護機構への拠出はコストであり、 それを負担しないですむ共済は競争上有利であり、 優遇されているということなのである。しかし、 セーフティネットの目的は、利潤追求を目的とす る保険会社が直面するリスクの後始末である。経 営破綻は保険会社では珍しくないが共済ではほと んど(「まったく | といってよい) ない。実際、 1997年から2001年にかけて日本では生保7社、損 保2社が経営破綻しているが、筆者の知るかぎり では共済に経営破綻した例はない。こうしてみれ ば、共済がセーフティネットへ資金を拠出する理 由はまったくない。

### おわりに

TPPに参加した場合の否定的な影響は、たんに特定の業界や産業に止まるものではなく、日本の社会全体のあり方に及ぶことが明らかになってきている。本稿においては、共済にかんしては TPPは ACCJの要求の強要としてあらわれることを明らかにしてきた。 TPPによって、共済規制はその極限——保険業法の下で金融庁による監督——に達することが危惧される。しかし ACCJ の要求に正当性はない。共済事業の立場からも、 TPPを認めるわけにはいかない、これが結論である。

### 注

- (1) 今尾和實「共済をめぐる情勢についての一考察 一保険共済監督一元化に対する試論」『共済総合研 究』第60号(2010年11月)、農協共済総研。
- (2) 例えば共済の今日と未来を考える懇話会学習会「TPPと共済規制の行方」(2011年9月26日)、共済研究会シンポジウム「あらためて共済のあり方を考える――震災・助け合い・TPPの中で――」(2012年3月17日)、全労連共済学習会「TPPと共済」(2012年5月17日)など。
- (3) 中野剛志『TPP 亡国論』集英社新書2011年3月

刊、p.19。

- (4)「農業、製造業、サービス業等、米国経済の主要部分を代表する全米のあらゆる規模の企業やビジネス団体で構成される広範囲かつ分野横断的なグループ」と紹介されている。紹介しているのは米日経済協議会(USJBC)「環太平洋経済連携協定(TPP)への日本参加の実現に向けて――『WTOプラス』の21世紀型自由貿易協定が求める条件――」(発表時期の記載がないが、「はじめに」の記述から東日本大震災から数カ月後と推定できる)。
- (5) GUTS (サービスの貿易に関する一般協定) は、1995年にGATT (関税および貿易に関する一般協定) を発展させてWTO (世界貿易機関) を設立した際の「マラケシュ協定」(WTO協定) の一部として成立した。付属書1として規定された協定には次の3つが含まれる。A 物品の貿易に関する多角的協定 (GATT はこの一部として継承されている)、B サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)、C 知的所有権の貿易に関する一般協定 (TRIPS)。
- (6) なお本文中に多用している ACCJ の「意見書」は ACCJ (在日米国商工会議所)の HP で閲覧・ダウンロードができる。「在日米国商工会議所」、「ACCJ で検索すれば HP を呼び出すことができるが、意見書は有効期間をすぎるとサイトから削除される。また、「金融サービス白書」は、「ACCJ 金融サービス白書」で検索できる。
- (7)上掲今尾論文が適切に要約しているのでそのまま借用した。
- (8) 詳しくは拙稿「共済事業に対する法規制の内容 とその影響」『協同組合研究』第29巻第1号 (2010 年6月) を参照されたい。
- (9) (韓国) 金融委員会「韓・米 FTA 金融サービス 分野における説明資料」(2011年11月23日)。

(そうま けんじ、日本協同組合学会、共済研究 会会員)

# TPPと医療イノベーション政策

### 石塚 秀雄

## 1. はじめに

いわゆる、TPP (環太平洋経済連携協定) は、 日本の国内諸制度にどのような影響を与えるのか。 とりわけ、医療制度の変更解体にまで至るのであ ろうか。現在のところ、政府筋は、そのようなこ とはないというし、医療業界では米国型の市場中 心の医療制度が持ち込まれ、50年続いた日本の国 民皆保険制度が解体する危険があると述べている。 しかし今後どちらに向かうのかは、国民の判断に かかっている。結論を先取りして言えば、TPP を 日本政府が推進すれば、すぐにではないが、日本 の国民皆保険制度が解体する可能性がある。それ には時間と段取りがかかる。その時間と段取りが どの程度かかるかは、今後の日本の経済政策社会 政策のあり方次第である。また一方、TPP に反対 する場合、全面否定する場合でも、貿易経済交渉 はこれまでの流れの中で、なんらかの交渉調整を 行う必要があるのであるから、現状以上の制度関 係を想定しなくてはならない。問題を医療産業に 絞った場合に、対米関係で、どのようなことが起 きうるのであろうか。そして、それは現行の医療 制度を変更するものであるのかないのか。将来に 起きうることは、結局国民的選択の如何による。

日本医師会や保団連は TPP に関して①公的医療保険制度を除外すること、②混合診療を全面解禁しないこと、医療の営利産業化を推進しないことを要望している。

## 2. 日本政府の医療産業政策

われわれがもっとも厳しく批判しなければいけないのは、日本背府のTPP参入という対米追従迎合的政策である。医療産業を広く見れば、医療サービス、医療機械器具、医薬品、医療保険(生命保険)、医療労働市場などがある。われわれはそれらを総合的に見ていく必要があるであろう。

現在、民主党政府は、そのTTP関連の「医療改革」については大旨つぎのように述べている。

「政府の『イノベーション25』 政策構想に基づき、医薬品および医療機器の技術革新に報いるような、価格設定、製品承認、研究開発 (R&D)、知的財産に関する政策が必須である。さらに、その政策は国内の規制を米国や欧州諸国並みに緩和するものでなくてはならない | (2011)

上記の表現における「技術革新に報いるような、価格設定」というのは、アメリカの要求書の文章 そのまま貼り付けたようなものであり、苦笑を禁 じ得ないが、こうした日本政府の迎合的な文章は、 たとえば、これまでの共済保険問題における金融 庁の文章が、米国商工会議所の要望文章とほとん ど同じような文章が散見できるのと同じである。 こうした日本政府の態度こそが国民的には問題な のである。

ところで「イノベーション25」は2007年に時の政府が策定したものであり、基本的にグローバル化に対応して、2025年の日本の(バラ色の)未来像を、主として技術革新を基礎にして想定したものである。そこでは2025年の「生涯健康な社会」として次のような記述がある。

「医療提供の現場は、医療施設が中心だった時代から、個人の日常生活の場に拡大している。睡眠時等の常時健康診断や食生活や運動時の生活習慣の改善を通じた予防医療が個人レベルで行われるとともに、随時、医療情報ネットワークを通じて医療施設と健康に関する情報交換を行うことが可能となっている。個人に対応した予防医療は地域を問わず受けることが可能であり、離島に住む人々も都心部に住む人々と同様、日常生活においてごく当然に健康を維持している。がん、心筋梗塞、脳卒中等の克服により、生死をさまよう大病にかかることはほとんどなくなる。また、再生医療技術、高度介護ロボット、対認知症特効薬等のおがげで、いわゆる寝たきり老人は激変し、家族

や介護者の負担も激変する。不慮の事故による負傷者や急病人は、整備された救急医療情報システムの下、24時間態勢の救急医療施設へ迅速に搬送され、生命の危機を逃れる。」

上記に示されるように「イノベーション25」は 人間社会を科学技術的なユートピア世界の実現の 場として夢想しており、未来社会は病死する人は ほとんどいないかのようである。「イノベーショ ン25」には当然ながら、年金や社会保障制度や労 働制度などの社会政策的な制度がどうなるかとい う言及はまったくといってない。しかし、これを 一種の官僚的作文と軽視することもできない。確 かに一定の技術的な方向性をなぞっているにはち がいなく、こうした「ビジョン」に基づいて、現 実の政策もカネの流れも伴いある程度進められて いるからである。われわれが考えるべきことは、 もし、こうした「ビジョン」が実現したとしたな らば、そのとき、たとえば医療制度がどうなるか、 どうあるべきかということである。たとえば、医 療提供の場は従来の病院といった医療施設形態か ら別の形態にかわるのであろうかということも考 えておく必要があるだろう。要は、現状の制度を 保守するという考えだけでは不十分であり、「イ ノベーション」という波に対抗する視点が弱くな るということである。

政府の「新成長戦略」の2011年8月の文書『日 本再生のための戦略にむけて』では、医療分野に ついて言えば、「医療イノベーション推進基本方 針 に基づいて、技術イノベーションによる産業 活性化の視点が強く押し出されているのが特徴的 である。革新的な医療機器や医薬品、再生医療、 ゲノム医療など新技術に対する投資を重視してい る。「医療の国際化も引き続き推進する」ことや 「公的保険以外の医療・介護周辺サービスの創出 を図る |としている。また地域医療については「地 域の先駆的な取組として、世界を先導するような コンパクトシティやエコタウンの推進、保健・医 療、介護・福祉等のサービスを一体的に提供する 地域包括ケアや公共交通を含む高齢者等の移動し やすやの確保、情報通信技術を活用した医療の提 供や医療機能の集約・連携等による地域医療提供 体制の整備 | を支援するとしている。それらを、

古く懐かしいような用語であるが「健康大国戦略 (ライフ・イノベーション)」と命名している。 その2020年までの成果目標として示されているの は、医療市場規模59兆円、介護の市場規模19兆円、新規雇用201万人、平均在院日数 (19日) の縮減、職場・家庭への早期復帰実現、医療・介護分野の セフティネット充実による将来不安の緩和により 「貯蓄から消費への」の拡大などが謳われている。また、バイオベンチャー支援、ドラッグラグやデバイスラグの解消によるグローバル化を進めるとしている。

一方、現在の医療市場規模は、正確な全体像は分からないが、医療市場規模41兆円(医療32、医療機器2、医薬品6.5)、介護福祉6.4、医療保険3(2004)という政府統計があり、現在は介護市場が10兆円と大幅に増加しているのをのぞけばその他は微増のレベルと想像される。したがって、成長戦略の掲げる産業規模の予想数値はかなりの期待値が込められており、予想どおりの実現性は乏しいと考えられるものの、戦略政策がそのような方向で推進されていく影響力は大きいものがあるのは確実である。

2011年6月の「医療イノベーション推進の基本 方針案」では、重点分野として、医薬品のグロー バル化対応、医療機器開発、再生医療実用化、個 別化医療のデータ化と法制度の整備が上げられて いる。とりわけ個別化医療やゲノム研究などで、 東日本大震災被災地である東北地方を拠点化して 「東北メディカルバンク計画 | により復興の推進 役とすることが打ち出されているのは周知のとお りである。こうした成長戦略は、医療を産業とし て推進したいという意図があり、それ自体を否定 することはできないが、日本の産業に共通した弱 点が見いだされる。それは日本は先端技術(医療) に遅れ、人材の海外流出があり、また、日本に人 材が集まらないことであり、日本がマーケットに ならないことである。そこで医療成長戦略は、「日 本の医療を、パッケージインフラのソフト版とし て、海外に展開し、海外からも国内に(患者・技 術者)を呼び込む | すなわち「日本式の医療を世 界に広め、日本の医療産業の市場拡大・大きな成 長を目指す」という目標を持つことになる。現状 では医薬品については1.2兆円の貿易赤字、医療機器については0.6兆円の赤字だという(いずれも2009年)。

### 3. TPP と米国の対日戦略

TPPに関して、日本に対する要望書に賛同している団体は、医療機器、製薬業界、保険業界のみならず、HMO業界なども加わっている。日本の医療機器の輸入の半分は米国からである。医薬品も日本の国内市場で占めるシェアは高い。これらの分野のグローバル化・規制緩和については日本国内の業界も共通の利害関係があるので、TPPについては賛成の立場にある。

米国保険業界が日本の医療保険・生命保険に参 入しその市場拡大を図っていることは、これまで、 当研究所でも数年来取り組んできたことに示され るように、米国側は長期的な展望をもち取り組ん でいる。当面は、簡保生命と共済(協同組合保険) の開放・解体を目指している。問題はこうした対 日要求について HMO など米国の医療保険業界も 追随していることである。以前当機関誌でも論じ たことであるが、アメリカ国内は、保険会社と共 済組合の共存を認める法制度となっているが、日 本に対しては共済を認めないというダブルスタン ダードで要求しているのである。しかし、これは 国家としては当然のことであって、国家において は国内政策と対外政策とは異なるものなのである。 したがって、問題はアメリカの要求にあるのでは なくて、それを受け入れる日本政府に問題がある のである。したがって TPP 問題はなによりも国 内問題である。

問題は日本政府が、TPP問題を経済成長戦略として、夢想的に位置づけるだけで、社会システムの問題としての視点が弱いことである。

米国の戦略では、医療産業的な外堀が埋まれば、 それは当然ながら医療システム(制度)にも影響 をじわじわと与えることになる。たとえば、医療 機関のイノベーション的再編は地域医療体制にど のような影響を与えることになるのか、個別医療 システムや高度医療は、公的医療をどのように改 変していくことになるのか。年金制度の議論のよ うに、ベーシック・ヘルスだけを公的保障するこ とになるのであろうか、それとも、医療イノベーションにより増大する医療費用の費用保障はどこの部分でになうのであろうか。医療ツーリズムの促進が政府の期待通りに仮に活発化するとして、それを実施する病院は営利病院か大学病院か、非営利病院か。それらと公的保険制度との関連はどうなるのか。

政府が医療イノベーションでバラ色に描く健康 大国日本には貧困や格差のにおいは全く漂ってこ ないが、富裕な人や健康な人にとって居心地の良 さそうな健康大国になりかねない。

### 4. 米国の保険業界の意図

米国の保険業界の対日戦略は、日本市場において生命保険、年金保険、医療保健の分野で市場拡大したいということである。長期的な視野にたって、それらの障害となる日本の金融制度、年金制度、医療制度の外堀から徐々に粘り強く埋めていくという方針と思われる。したがってわれわれとしては、自分たちに直接関係ないやと思われる分野についても無関心でいると、いつのまにか布石が張られているということになりかねない。

全米生命保険会社協議会(ACLI)は、アメリ カの300の生命保険会社や共済組合(フラターナ ルその他)など加入している団体である。約9割 の組織率である。ACLI は日本政府の2011年12月 に TPP 交渉参加表明を受けて、2012年 1 月13日 付けの声明である「TPP 参加したいという日本へ の ACLI のコメント によれば、日本の生命保険 市場は世界で第二の規模があり、3.920億ドル (2010年度) の事業高である。1990年代から市場 開放化規制緩和が進んだが、アメリカの生命保険 会社の日本市場への参入高は490億ドル(約11%) にすぎないが、アメリカ保険業界にとっては日本 は重要な市場である。「公正競争」と「消費者保 護」を旗印として、日本市場への参入障壁をなく していくのが21世紀的課題である、としている。 そこでアメリカ(おひよ日本の)保険会社の二大 障害が「簡保」と共済の存在であるとしている。

日本の「保険市場」の加盟で、とりわけ郵政簡保(JPI)と協同組合保険(共済、Kyosai)にそのターゲットを絞っている。これまで ACLI は米

国政府を動かして、日本政府とりわけ金融庁を動かし、郵便事業の規制緩和要求を推し進め、一定の成果を得てきた。しかし、ACLIとしては、日本の内政に干渉しないように慎重な言い回しではあるが、依然として郵政簡保と共済に対する「市場化」「自由化」は不十分であるとみなし、TPPに参加することにより、「簡保も共済も競争を阻害する政府からの特権保持をできなくさせる」ことに目標を置いている。それは米国だけでなく日本の保険会社に共通な阻害要因であるとしている。また、ACLI声明では次のように箇条書きしている。

- ・簡保(JPI)は、多くの法律規則および政府 からの特権を享受して、日本の事業者を含め た民間セクターとの競争を阻害している。
- ・共済(Kyosai)は米国および日本の国内の保 険会社に対して法律的な優位性を享受してい る。これら共済の多くは、金融庁の規制下に ない。
- ・競争を阻害する、簡保と共済に関する政策、 法律、実施事項を除去または修正すること。
- ・簡保と米国保険業界との間で平等な競争条件 ができるまでは、簡保が新しい保険商品また は変更保険商品を出さないこと。
- ・日本市場に外国の保険会社が参入することに 影響を与えるような提案を TPP 交渉当事国 は事前に相談をすること。
- ・簡保と共済事業の規制と改革については透明 性を確保すること。

こうした理由付けは、相馬論文で言及されている通りである。米国ダブルスタンダード的態度により、対日戦略により、日本の保険分野がアメリカ化するのではない。アメリカには共済が制度的に存在するのだから、日本は、保険市場しか存在しない要するに植民地になるのである。

日本の医療制度が国民皆保険という社会保険で あることは、極論として、営利保険に転化する可 能性もある。共済と社会保険は歴史的にルーツは 同じであり、共済がなくなることは外堀が埋まる ことにつながる。

## 5. TPP 問題と今後の予測

TPPは周知のように農業、産業、医療、労働、情報、裁判権など、日本の社会システムの体質改善を迫るものである。TPPはアメリカ化することではなく、植民地化することである。しかし、日本ではこれまで対外交渉の類いで往々にあることは、当面の困難が緩和されたり、適用除外になったりすると利益団体(業界)が、一息ついて手を抜くことである。それによって、結果的に社会的に人々の生活に不利な制度ができあがったりするということになる。経済グローバル化はもはや一国内で完結する社会制度を保持することが困難なことを示している。いまや人々におけるグローバル化という視点で考えなければならない。

ヒト、モノ、カネが世界的に移動するときに、 日本の医療システムにおいて、医療における収入 と支出、医療技術開発のインセンティブ、個人の 医療と予防、増大する介護サービスの形態、社会 保険制度と税制度、医療労働の供給形態、医療に おける営利と非営利との相違点など、国際的医療 産業、医療ツーリズム、なによりも地域の人々の 保健問題など、検討すべき問題は山積みである。 日本の国民皆保険制度とよばれる社会保険制度が 今後どのような変化をするのか、混合診療の拡大、 診療報酬制度の改変など、TPP 問題が惹起した諸 側面を踏まえて一層の検討してい必要があるであ ろう。いのちの平等と人権の普遍性を踏まえた医 療の公共性と非営利性をどのように保持していく のか。日本政府は医療分野において「医療産業大 国 | の「技術イノベーション | を考えているが、 われわれは、「社会的イノベーション」を考えな くてはならない。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

# 東日本大震災後の非営利・協同組織の課題

富沢 賢治

## はじめに

21世紀はその初頭から世界が大きく揺れている。 2001年9月11日には、アメリカで同時多発テロが発生した。これは、アメリカのアフガニスタン 軍事攻撃などを生み出し、世界に憎しみの種をま き散らしている。

最近では2011年3月11日に、東日本で地震、津波、原発事故の大災害が発生した。大震災後、ボランティア活動など、大規模な助け合い活動が続き、いまだに人びとの絆を強めている。2011年の日本の「年の言葉」は、「絆」であった。

21世紀の世界はどのような方向に動くのであろうか。憎しみが世界を覆うのか、あるいは協同の 輪が広がっていくのか。

現代社会では、個人の生活は、原則的には自己 責任を基盤として、自己責任でうまくいかないと ころを福祉国家が助けるという社会構造になって いる。しかし、東日本大震災が明らかにした事実 は、自助と公助だけでは問題の解決に至らず、社 会を安定化するためには助け合いの活動(共助) が不可欠だということである。今や、共助組織を つくるための環境を整備することが、社会と国家 に強く求められている。

国連は2009年12月の総会で、協同組合の社会的 貢献を高く評価し、協同組合の発展を目的として、 2012年を国際協同組合年とすると決議した。協同 組合は、近代社会における非営利・協同組織の伝 統的形態である。以下で引用する国連の諸資料に おいては、もっぱら「協同組合」に限定して問題 が扱われているが、「協同組合」を「非営利・協 同組織を代表する組織」として解釈することによって、非営利・協同組織にとっての国連決議の意 味がより明確になる。国連決議は、協同組合だけ でなく多様な非営利・協同組織の発展を世界各国 に呼びかけるものとして受け止めることができる。 本稿では、国連の協同組合年宣言に至る時代の動向を見たうえで、現段階における非営利・協同組織の課題を解明したい。

## Ⅰ 時代の動向

### 1. 貧困と格差の拡大

なぜ国連は、協同組合を高く評価するに至った のか。

最大の要因は、1970年代以降の世界的規模での 貧困と格差の拡大、および地域社会の衰退である。 貧困と格差の問題を解決するためには、そして地域社会を活性化するためには、大企業に依拠する 経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な非営利・協同組織の発展を支援する必要が あるという認識が、国連のレベルでも一般化して いったのである。

戦後の福祉国家体制を支えたのは、高度経済成長であった。ところが、1973年のオイルショック以降、経済の低成長が継続したため、税収が減少して、社会保障費を削減する国が増えた。1979年に成立したイギリスのサッチャー政権は、「小さな政府」「民営化」「規制緩和」の方針をすすめた。これらの方針は、「新自由主義」と呼ばれ、「政府はできるだけ経済に介入せず市場に任せるほうがよい」という意味で「市場原理主義」とも呼ばれた。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本などの先進諸国も、サッチャー政権と同じく、市場経済メカニズムに依拠する経済構造調整政策を推進していった。それが大きな要因となって、1980年代以降、世界各国で貧困と格差が拡大していった。

#### 2. 国連の動向

このような状況を放置すれば社会の持続的発展は不可能となり、世界の治安も不安定となる。国

連は、2000年9月、21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」(2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。飢餓人口を半減させる。すべてに人にディーセント・ワークを達成する。)を第1目標とする「ミレニアム開発目標」を発表した。

この目標を実現するために国連が重視したのは、地域社会に根ざして活動する非営利・協同組織であった。国連総会は、「国連ミレニアム宣言」の翌年に「社会開発における協同組合」(2001年12月28日)という決議を採択し、つぎのように述べた(引用は、原文通りではなく、読みやすくするために要約してある。以下同様)。

国連総会は、「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあると認識し、……社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会統合の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各国政府に求める。

翌年の2002年にはILO (国際労働機関)の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」(6月20日)を決議して、つぎのような斬新な社会観を示した。「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

2009年12月の国連総会は、上記のような協同組合評価の国際的流れをさらに加速するものとなった。「協同組合が……あらゆる人々の経済社会開発への最大限の参加を促し、経済社会開発の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与するものであることを認識する」という文章で始まるこの総会決議(「社会開発における協同組合」)は、2012年を国際協同組合年と宣言したうえで、各国政府に対してつぎのような要請をした。

「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励する。」

「協同組合の発展を促進し、新興地域における協同組合の創設を支援するために更なる行動を取るよう求める。」

「各国政府に対して適宜、協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し……協同組合の発展と持続可能性を高めるよう促す。」

### 3. 日本の動向

国連の要請にもとづいて現在、国内外で様々な取り組みがなされている。国際的には国連やICA(国際協同組合同盟)が中心となった活動が展開され、多くの国で国際協同組合年実行委員会が設立れている。

日本では主要な協同組合の代表が参加する2012 国際協同組合年全国実行委員会が結成され、富沢 賢治委員の提案を審議した結果、政府に協同組合 憲章を制定させるための運動を開始した(詳細に ついては、2012国際協同組合年全国実行委員会編 著『協同組合憲章 [草案] のめざすもの』家の光 協会、2012年、参照)。

協同組合憲章制定運動の基本的な目的は、①協同組合のアイデンティティと存在価値を協同組合自身が再確認することであり、②協同組合運動に対する社会と政府の認知度を高めることであり、 ③政府に対しては、協同組合関連の法制度を整備・充実するための指針を示すことである。

③に関して憲章草案は、政府が協同組合政策に 取り組むにあたって以下の原則を尊重すべきであ ると要請している。

- 1)協同組合の価値と原則を尊重する
- 2)協同組合の設立の自由を尊重する
- 3)協同組合の自治と自立を尊重する
- 4)協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する
- 5)協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

なお、5)の全文は、「これからの社会経済システムには、多くの人が自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する」と記されている(同上書、9ページ)。

## Ⅱ 非営利・協同組織の課題

### 1. 多数者の参加による社会変革

上述のように、一連の国連決議で重視されてい る、協同組合の社会的役割は、協同組合が「女性 や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによ る社会開発への最大限可能な参加を促進してい る」という点である。「社会開発」(social development) という用語は、経済開発に対置して用いら れる用語で、「経済開発の進行に伴って、国民生 活に及ぼす有害な衝撃を取除き、または緩和する ための全国的規模における保健衛生、住宅、労働 または雇用問題、教育、社会保障に関する社会的 サービスの発展 | であると説明されている(『ブ リタニカ国際大百科事典』)。「社会開発」の厳密 な解釈は、西川潤編『社会開発』(有斐閣、1997 年)を参照していただくとして、本稿では簡潔に、 「国民生活をよくする活動」と言い換えることに する。このように理解するならば、協同組合に限 らず多様な非営利・協同組織があらゆる人に対し て社会をよくする活動に参加する機会(社会開発 への参加機会)を提供していると言える。

このような機能を有する非営利・協同組織が、 世界資本主義が低成長期に入った1970年代以降、 世界各地で急増している(詳しくは、富沢賢治「未 来社会と人間発達のための民間非営利組織」基礎 経済科学研究所編『未来社会を展望する』大月書 店、2010年、参照)。

NPOの研究家であるサラモンは、民間非営利組織の世界的な急増現象をグローバルな規模での「アソシエーション革命」(associational revolution、結社革命)の進行として把握している(L. M. サラモン「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号)。アソシエーション革命は、市民社会における住民の連帯の力を基礎にして、社会の総体(経済、社会、政治、文化の各領域)において市民が主権者になっていく過程を重視する社会革命である。革命の核心は、社会革新のための多数者の自発的参加である。経済、社会、政治、文化の各領域で多数者の参加を可能とする組織として、非営利・協同組織は、社会革新の担い手としての重要な役割を有している。

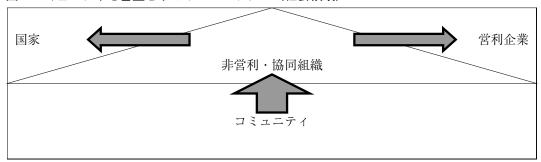
### 2. 新しい社会像の認識

上述のように、2002年の ILO 勧告は、「均衡の とれた社会は、強力な公共セクターと民間セクタ ーだけでなく、協同組合、共済組織などを含む社 会的セクターの存在が必要である」と述べている。 フランス革命以来、近代社会は自由、平等、友 愛のバランスのとれた社会の実現を目指してきた。 自由と平等のバランスのとれた社会運営を可能と するためには、自由原理にもとづく営利組織セク ターと平等原理にもとづく国家セクターだけでは なく、連帯原理にもとづく非営利・協同セクター が必要とされる。営利組織セクターと国家セクタ ーと非営利・協同セクターのベストミックスを追 求する混合経済体制が求められる。理念としては、 自由と平等と連帯という三本足に支えられること によって、社会はその安定性と発展を確保しうる。 私はこのような社会を「鼎立社会」と略称してい

多くの先進諸国においては、政府セクターと営利企業セクターのほかに民間非営利セクターが独自の存在として認識されている。そのうえで、政府と営利企業と民間非営利組織とが、それぞれの独自性を発揮しながら連携しうるような社会的仕組みが追及されている。日本においても営利企業と異なる非営利・協同組織の独自な社会的役割を認めたうえで、非営利・協同組織にふさわしい法制度が整備されるべきである。

非営利・協同セクターの重要な社会的な役割は、コミュニティの要請にもとづいて国家セクターと 営利組織セクターを民主的に規制することである (図、参照)。非営利・協同の力によって権力と 金力に対する対抗力(カウンターベイリング・パワー)と規制力を強化することである。

### 図 コミュニティを基盤とする3つのセクター(社会領域)



東日本大震災以降ますます明らかになっているように、地域社会づくりの基本的な担い手は、いざとなれば地域を捨てることを辞さない大企業ではなく、協同組合、NPO、中小零細企業などの、地域社会に根ざす諸組織である。地域社会に根ざす諸組織は、CBO(Community-based Organisation)と略称されるが、いまほど CBO の大連合が求められている時はない。

### 3. 効率より協同を

東日本大震災後の日本社会の復興のあり方について問われているのは、協同優先か効率優先かという問題である。これは、日本にとどまらず、世界全体が今後の社会のあり方について問われている問題でもある。

産業革命以後の近代社会では、多くの国で、効率性を優先する経済成長が社会を豊かにすると信じられてきた。戦後の日本も同じ路線を歩んだ。だが、効率性優先の経済が発展すればするほど、人々の協同性が希薄化し、コミュニティが衰退していった。

このようにして見ると、はたして経済成長は社会を豊かにしたと言えるのであろうか。経済面で見れば豊かになった人もいるし、貧乏になった人もいる。しかし、社会全体でみれば、社会格差が広がった。

社会の発展のためには、協同も効率もともに、必要不可欠である。しかし、問題は、その優先順位である。豊かな社会をつくるためには、効率よりも協同が優先されるべきである。効率を軽視する協同は問題であるが、協同を無視する効率は最悪である。

非営利・協同組織は、資本(キャピタル)の蓄

積よりも、ソーシャル・キャピタル (人間関係という資源) の蓄積を優先すべきであろう。

### 4. 雇用より就労を

東日本大震災後の日本社会の復興のあり方について問われているもう一つの問題は、「雇用から就労へ」というパラダイム転換である。

東日本大災害が明らかにしたことは、やるべき 仕事がいたるところにあり、仕事をする人が必要 とされているのに、雇用の場が十分にないという ことである。いまや雇用というコンセプトだけで は現状に十分に対応することはできない。雇用機 会だけでなく、就業機会をどう増やすかという視 点が必要である。

市民の自主事業を含めた就労というコンセプト が重要となる。雇用は就労の一形態である。

実践的には、非営利・協同セクターを拡大強化 して、そこに就業の場を多くつくりあげることが 必要である。

政府としては、たんなる「雇用政策」ではなく、 非営利・協同セクターでの就労を含む「就労政 策」を整備する必要がある。協同で事業をしよう とする人が集まり、出資し、働き、経営責任をと もに担うという「協同労働の協同組合」の法制化 が喫緊の課題となる。

非営利・協同セクターにおける労働のあり方も 問題とされなくてはならない。

ILO は、すでに1944年のフィラデルフィア宣言において「労働は商品ではない」と宣言し、最近ではディーセント・ワークの実現に努力している。

ディーセント・ワークの実現の方法は多様であるが、日本の労働者協同組合は、働き方における3つの協同を重視している。すなわち、働く者同

士の協同、利用者との協同、住民との協同である。 このような協同労働が広がるにつれて、労働は 社会のための労働という性格を強め、その労働で 用いられる生産手段も社会のための生産手段とい う性格を強め、労働の社会化と生産手段の社会化 が進展する。生産者と利用者と住民が協同して運 営する経済領域が拡大し、経済の民主化が進展する。

「社会主義社会は、労働者階級が政権を取り、 生産手段を国有化することによって成り立つ社会 である」として、社会主義を国家主導の社会とし て把握することは、もはや単純にすぎよう。社会・主義は、国家・主義ではない。国家が社会を管理するのではない。社会が国家権力と市場のあり方を民主的にコントロールするのである。「社会主義は、労働と生産手段の社会化を恒常的に促進する社会運動である」として、社会主義を動態的に把握する視点が必要となろう。非営利・協同組織は、その運動の不可欠な担い手である。

(とみざわ けんじ、研究所顧問、一橋大学名誉 教授)

## シリーズ東日本大震災公開シンポジウム(第2回)

## 「福島の農協、漁協と原発事故の影響と現状、地域社会への影響」

高瀬 雅男

福島大学の高瀬です。先ほどご講演をいただいた伊東さんとは同じ福島県ですが、距離が離れている関係があり、お名前はよく存じていたのですが、お会いする機会はありませんでした。伊東さんはずいぶん昔から原発の問題に係わって運動をされてきたようですが、私はこの事故が起きてから初めて原発・放射能の問題に係わることになりまして両者の間には距離感があると思います。

目次といたしましては、1年間を振り返って、漁協や漁業への影響と対応、農業や農協に対する影響とその対応、地域社会への影響と対応はどうであったのか、そして最後にまとめを申し上げたいと思います。

初めに自己紹介となりますが、研究所の話をさせていただきます。2008年に日本協同組合学会という中川先生が元会長の学会があるのですが、福島大学で大会をいたしました。地元の地域問題を取り上げて報告するというセクションがありまして、その報告のために地元の農協・生協の方に集まっていただき、「ふくしま大豆の会」の取り組みについて報告をすることになりました。そのことがきっかけになって紆余曲折があるのですが、研究所を作ろうではないかということになり、私と小山事務局長を中心に研究所ができました。

もう一方では地産地消ふくしまネットというものが2007年に設立されました。これは農協・漁連・森林組合・生協で作られた組織で地産地消を進めていこうというものです。両者で2010年11月に第1回目のシンポジウムを開きました。「絆で創る!ふくしま STYLE―地産地消と協同組合の役割」というテーマでした。ここでは後にお話をいたします、相馬双葉漁協がコープあいづで地元の魚を販売しようではないかとか、福島のキノコの魚ではないかとか、全農福島の農産物をコープふくしまで販売しようではないかとか、地元の農産物をどうやって販売をするのか議論をしたシンポジウムでした。第1回目のシ

ンポジウムが調子よくスタートしたなと思っていたところ、翌年の3月11日の大震災と原発事故により地産地消が根底から覆されてしまいました。

次です。災害復興と協同組合はどのように考えていけば良いのかということです。まず19世紀に協同組合ができ、出発点としては経済的・社会的な弱者がお互いに助け合っていこうということ、つまり共助共益を目的として運動が始まりました。

しかし1980年ころになると有名なレイドロー報告が出てきまして、ここで協同組合地域社会の建設をすべきであるという方向が出されました。これは都市へ人口集中が今後進んでいき、都市の住民はバラバラになっている、そういう人たちのためにいろいろな協同組合がサービスを提供して暮らしやすい都市を作っていこうということで出されたものです。しかしこれは都心に限らずいろいろな地域で応用ができると思います。

95年になりまして協同組合原則が新しくなり、第7原則で地域社会への配慮が出されました。これは協同組合が依って立つ地域社会に対して自分たちの利益の追求だけではなく、地域社会を住みやすくするために協同組合もがんばろうじゃないかという方向づけであり、公益の実現に協同組合も取り組むというものです。

2012年には国連が国際協同組合年を設定し、現代社会の重要な問題の解決のために協同組合はがんばれというメッセージを出しました。そこで福島県のことを考えると、災害復興が最大の課題であり、福島の協同組合は災害復興を中心に取り組んでいくのが最大の課題になると思います。

そこでこの一年を振り返ってみたいと思います。 伊東さんのものと相当重なるのですが、第一原発 の方から北西の方に風が流れ、浪江町・飯館村・ 伊達市へ、そして流れが少し変わって福島市・二 本松市・郡山市、そして栃木・群馬に流れて行き ました。ここでは出ていませんが岩手県から静岡 県まで汚染されてしまったのです。 これは私の家の放射能の状況です。福島市自体は爆発が起きるまでは $0.04\mu Sv/h$ と非常に低かったのですが、しかし3月15日・16日あたりでは $24\mu Sv/h$ となっています。このころはヨウ素が漂っていたわけです。その後はセシウムになり、9月になると $0.9\mu Sv/h$ くらいでやっと1を下回ったのですが、なかなかここから下がらない。我が家で測定器を買って調べてみたら、外が $0.6\mu Sv/h$ で家の中が $0.4\mu Sv/h$ でした。いまは $0.3\mu Sv/h$ ぐらいです。

ものすごく高いところではないのですが、私の住む蓬莱団地や福島大学は放射線が高いんですね。福島大学の汚染状況は、土のあるところが高く、グランドなどは6.5μSv/h というところでした。こういう状況では新入生が来ないということで、福島大学としては除染をして、新年度の入学生定員を確保することができました。

一年を振り返って変わったものと変わらないものがあります。変わらないものは第一原発の危険性です。政府は冷温停止状態などという怪しげな言葉を使って、原子炉のなかはブラックボックスなのですが、一応安全だと宣言いたしました。しかし4号機に使用済み核燃料があるわけで、そなどにも多大な影響が出てくるものと思います。また東電・国の体質ですが、東電は一部お詫びいないます。自分の責任逃れに勤しんでいる。その結果賠償にも誠実に応じないという状況が続いていたけで、自分の責任逃れに勤しんでいる。その結果賠償にも誠実に応じないという状況が続いていない。

変わったものとしては、県民の意識が分断されてバラバラにされてきている。もう一つは食品の基準値の見直しがあって、500Bqから100Bqになり、これをどうやってクリアしていくのかが大きな課題になっています。それから避難区域の見直しで、これは除染とかかわってどうやっていったら良いのかという問題であります。

次にあげました「放射能は県民を分断する」は 伊東さんのご説明と同じですが、普通は危機があ ると被害者は結束してその危機を乗り越えようと するのですが、放射能だけは別で、人間をバラバ ラにしていく。去年の3月4月を振り返ってみて も話題は放射能だけであり、放射能の対応をめぐっていろんな人の意見が分かれていき紛争が増えていく。夫婦間の対立、農家での対立、地域での対立、いろいろなところで対立が起き、いまなお続いております。これは被害者同士の対立です。原因を産み出したのは東電や国ですから、今後の対応としては、なんとか分断されないように立場を尊重しあって、共通の敵である東電・国に対して非難を向けていかなくてはいけないと思います。

次に漁協についてです。写真は4月2日に相馬と南相馬に行く機会があって、そのときに撮影したものです。津波の力というのは凄いなと思いました。あらゆるものを破壊しつくしていき、地獄を見ているような感じがいたしました。

こちらの写真は相馬双葉漁協の姿です。 1 階の 屋根の部分に漁船が引っ掛かっております。右側 のコンクリートのブロックがありますが、これは 海岸のところにあったものが50m くらい波で流 されものです。 2 階は漁協の事務所でした。第一 波の津波で1 階がやられ、第二波の津波で 2 階が やられました。そのときに職員が4人いたそうで すが、引き波で持っていかれないように手を手す りに縛り付けてなんとかしのいだという話を聞い ております。

次の写真は6月に製氷工場に行ったものです。 氷がないと魚の鮮度が保てないのですが、これも ご覧のように被災して氷が作れない状況になって おります。

次は松川浦大橋です。非常にきれいな橋が10年 ほど前にできました。ちょうど道路の頂点のとこ ろまで津波がきたといっております。周りの漁協 を含め加工場や観光のお土産店などはすべてやら れてしまいました。

福島県の漁業をみてみますと、茨城県から宮城県の仙台まで北に垂直に海岸沿いがあり、砂浜の海岸線が多く、入江が少ない。沖合で黒潮と親潮が混じり合ので、非常に魚種が豊富なところです。定着性魚類や回遊性魚類を獲ることができ、基本的には漁船漁業で船で獲ります。三陸のように湾がないので養殖は非常に少ない。水産業は裾野が広く、獲る人だけではなく、それを買って捌く仲買、買って加工をする人、運ぶ人、観光と産業としては幅が広いわけです。

そのなかの相馬双葉漁協ですが、正組合員が961 人おり、新地から富熊まで支所があります。富熊 は原発があるところで、富岡と大熊です。宮城県 の県境から原発のあるところまで漁場になってお ります。事故が起こる前としては購買として5.7 億円、販売で83億円で黒字の組合でした。

これが地震で打撃を受けました。死者・行方不明者では組合員の17%くらいが亡くなったり行方不明になりました。それとは別に身内の人が亡くなったという方も多くいます。それ以外の多くの施設も破壊されました。この面でいうと三陸と同じような状況ですが、違うのは放射性物質によって海洋が汚染されたことです。そこで県漁連では操業の自粛をやっております。毎月、組合長会議をやり、操業するのかどうか議論をしているので、なかなか操業に踏み切れない。一度風評被害が起きたら立ちあがれないので大変慎重な対応をしています。

漁業・漁協への影響についてお話いたします。 どんな影響かを考えてみますと、休業をして1年 が経ち関連産業も裾野が広く、当然そちらへの影 響も大きくあります。漁業の再開が難しいという ことで、他のところへ出ていって避難される方が 一つの方向としてあります。留まっている人も生 活費を稼ぐために緊急雇用対策事業などで漁場の ガレキ撤去などの仕事をしています。再開に向け ては、相馬市でも復興計画を作り、漁業の再建の ための計画を作っております。造船場が再開され て修理ができるようになり、加工場の復旧、測定 用の計器をそろえるなど、一方では再開の準備が 少しずつは進んでいます。しかし放射能が検出さ れた場合に風評被害でやられてしまうため、復興 はこれによって妨げられています。これが三陸沖 と決定的に違うところです。

次に農協への影響です。福島県の農業は生産額が2,450億円で全国11位で、基本的には農業県です。中心的な作物は米・野菜・畜産・果実で、米も全国4位で相当に採れています。果実は主に贈答品で、お歳暮や中元に使われています。

昨年の教訓を振り返ってみますと、3~4月に 野菜の出荷時期なのですが、放射性物質が検出さ れたということで県単位で出荷停止をされた。福 島県と名前がつくと放射性物質がついているという懸念から、ここで一挙に風評被害が拡大しました。それがようやく落ち着いてきたときに稲わら汚染牛の問題が起き、これが出荷最盛期のモモの販売に影響し、価格が下落することになりました。次が10月ころの米の取り入れでいろいろと調べた結果一応安全だということで県知事が安全宣言をしたのですが、その後500Bqを超える米が検出されました。ここでまた不信を生みだしてしまった。

それでは米の検査はどのように行っているのかということですが、基準としては作付できるのは5,000Bq以下の農地で、できた米は500Bq以下となっています。5月に土壌の検査をしたのですが、これはかなり大雑把で、県内の70地点をやりました。しかし、これだけでは心配なので全農では5000地点の調査をしました。秋になり予備検査をやり本検査をやり、その検査の結果が82%が不検出、100Bq未満が17%となり併せて99%となります。残り100~200Bqが0.5%、200Bq以上が0.1%だったので、知事が安全宣言をしました。その後にいろいろなところから500Bqを超える汚染米が検出され、結局こうした大雑把なサンプル検査の限界が露呈されました。

土壌の汚染の調査などをなかなかやらないので、 自分たちでやってみようと二本松市旧東和町で有 機農業をやっているグループが災害復興プログラ ムを作り調査を始めました。阿武隈山のなかにあ りますので、山の水を水源としている里山がどれ くらい汚染されているかという調査です。それか ら農地の調査、農産物の調査、調査をするための 技術の開発という取り組みをはじめました。調べ てみますと、農地の汚染は0.21~3.97μSv/h があ ると分かってきて、対応することになったわけで す。次の写真では手に持っている簡易線量計で、 これで農地の線量を調査しています。何メートル かでメッシュを作ってそこに数値を落としこんで いき、升目ごとに線量が書きこんであります。こ れをみるとどこが高くてどこが低いのかが分かり ます。山の方の調査もしています。

この東和の取り組みを見て、霊山町の小国地区 もなかなか伊達市がやってくれないので、自分た ちでやろうという動きになりました。ここでは100 mメッシュで空間線量を測かり、500か所以上を 数人でグループを作り一週間ほどで調査しました。その結果最大 $7.9\mu$ Sv/h という値が出てきました。それを地図に落とすと図のようになります。赤いところが線量が高いところです。大きなメッシュでやると全部緑色になってしまうのですが、このように100mメッシュでは1kmメッシュでは緑色のところでも、その中に赤いところがあるのが分かります。このような調査をやることによって具体的な対策が考えられます。

福島大学の清水副学長を中心に10月から11月にかけてチェルノブイリに調査へ行きました。違うところ似たようなところがあるのですが、農産物の対応では基本的に土地の除染はやらないで、作物にどれだけ放射性物質が吸収されるのかという移行管理で対応しています。次の話は行った人から聴いたもので、私自身が行ったわけではなく、伝聞ということで聴いていただきたいと思います。まず詳細な核種別に汚染マップを作り、プルトニウムやストロンチウムは対応ができないので永久立入禁止地区になります。セシウムは半減期が30年でなんとかこの地域は対応できるのではないかということから、生活・営農の区域にして高汚染区域、中汚染区域、低汚染区域と区分していきます。

もう一方では植物によってどのくらい移行率が 違うのか調査をしてデータベース化します。豆や グリーンピースなどでは非常に移行率が高い。ジャガイモやレタスは中くらい。キュウリやキャベ ツは低い。特性に合わせて作付をやっていく。高いところでは食べ物は作れないので非食用のもの を作る。中ぐらいのところでは移行率が中・低い 作物、低線量地域なら吸収率の高いものといった かたちできめ細かな対応をしたようです。

4月から基準が変わりまして一般食品は500Bqから100Bqになり、対応が求めらています。農地では三つに分かれ、500Bq以上のところは米の作付が禁止され、100~500Bqでは一定の対策をとれば作付を認める。100Bq以下は作付可ですが、心配ですのでモニタリング検査や自主検査が予定されています。

この一年間で得られた知見はいろいろありますが、放射性物質というのは風向きの影響でムラが多い。高いところと低いところが近接して存在す

るので、きめ細かな対応が求められています。粘 土質の方がセシウムを吸収するので移行率が低い とか、カリウムや有機質が入っている方が移行率 が低い、水の取り入れ口と出口は高い、反転耕は 一定の効果がある、果実は根からよりも樹皮から 吸収するので皮を剥いだり高圧洗浄する、など知 見がある程度分かってきました。

次は農協の取り組みです。JA新ふくしまでは福島市と川俣町と新ふくで協議会を作り、市からJAに除染作業の委託をする。そうするとJAが農家を雇い、数人でグループを作り、除染作業を行う。そこではゼオライトの散布や、反転耕や深耕をやっていくということです。この組合の専務理事がチェルノブイリに調査へ行き、そこで測定器を見つけたのだそうです。それは5秒間地面に置けば数値がだいたい分かる。そこでみどりネットのマップに数値を落とすことができると正確な汚染マップが作ることができる。GPSと結び付けると同じ地点で何回も測定ができるということで、これをやろうとしています。

JA 伊達みらいの方でも市や町から委託があり JA が雇って除染作業をやろうとしています。この前段階として土壌汚染調査の委託がありました。これは100m メッシュで測定して欲しいということで、その作業が4月いっぱい続くのではないかと思います。

体系だった調査・検査体制の構築について、私たちの研究所の小山さんは4段階の対応が必要だと述べています。第一段階は土壌の汚染の分析をする。第二段階では秋になって予備の検査を行い、どのくらいの移行率なのかを調べる。第三段階で出荷前の調査をする。できれば第四段階で消費地でも調査を行えば、なんとか安全・安心なシステムが作れるのではないかということです。そのためには消費者に対する情報の公開が求められている。特に消費者は安全だということだけではなく、そこに何Bq入っているのか知りたいので、そういう情報を提供していく必要があります。また調査を生産者と消費者が一緒にやっていって生産者がどういう努力をしているのか情報を共有化することが安心に結びついていくと考えています。

そこで消費地検査としていろいろなところがい ろいろなことをやっております。あいコープふく しまやパルシステム、一般のスーパーマーケットでも調査をし公表しております。自家製の野菜の検査も市役所や消費生活センターなどに持っていけば、検査することができます。しかし消費者の希望としてはできるだけゼロに近い方が良いということなり、ゼロを目指した自主基準の引き下げ競争が今後進んでいく可能性があります。そうなると生産者へのしわ寄せが心配になってきます。

そこで逆を行くものとしてコープふくしまの陰膳方式をご紹介したいと思います。資料の市政便りに載っております。毎食1食分を余分に作ってそれを2日間、6食とおやつや飲料を加えて保存し、それを日生協の分析センターに送って検査してもらう。ミキサーにかけ1kgを検査する。ゲルマニウム半導体検出器で5万秒をかけ調べるという非常に長い時間の調査で、検出限界は1Bq/kgです。3月13日現在86家庭を検査し、福島県産の食材を使っていたのが82家庭、全く使用しないのが4家庭ということです。

その結果、1Bq未満が77家庭で9割、1Bq以 上が9家庭です。最大で11.7Bgです。他方カリ ウム40は野菜のなかに含まれていて野菜を食べれ ばこれを摂取します。その状況としては最大56か ら最低15です。これに先ほどの最大11.7Bqとい うセシウムを加えてもカリウムの上と下の間には いるような数値であり、日常の食事で摂りこむセ シウムの量は自然に存在するカリウムより小さい。 1年食べ続けても0.01~0.14mSv/y ではないかと いうことです。これでも自然に受ける放射能はや むを得ないが人工的に入っているのは絶対に嫌だ という方もいらっしゃって、そういう方は食べな いことになります。しかし、全体としてはできる だけ放射性物質が無い方が良いものの、現実の生 活を考えるとある程度許容せざるを得ない。生産 者のことも考えなければいけない。いろいろなり スクを評価して生きていかなければならない。コ ープふくしまとしては陰膳方式で調べると値は大 きくないので、現在のところ自主検査をしないで 農産物を販売している状況です。

この後は伊東さんと重複してしまいます。避難 区域・計画的避難準備区域・勧奨地点・緊急時避 難準備区域というものが設定をされていましたが、 1年を経って徐々に解除する方向に進み始めてお ります。双葉町と大熊町の間に第一原発が並んでおり、富岡と楢葉の間に境界にまたがって第二原発が並んでいます。固定資産税が平等に落ちるように作ったのですね。

次は帰宅困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に別れ、困難区域は年間50µmSv/yで5年後も20µmSv/yを下まらわない区域で、5年間は帰ることが無理な地域です。そのような方向で再編しようとしているのですが、これをそのまま受け入れていくと地域の分断になりますので地元の自治体は慎重に対応を検討していることです。

福島県は2011年に人口が202万人だったのですが、いまは198万人で、山形を中心に全国各地に 避難しています。これは先ほどの資料の通りです。

福島民友新聞社が2月から3月にかけて避難した方300人を対象にアンケート調査を行いました。

一番目の質問として今後の生活の不安は何か尋ねたところ、残してきた住宅のことが心配であるということです。1年間住んでいないと草がぼうぼうになりますし、動物が入ったり、泥棒が入ったりと相当に荒れているようです。それから放射性物質が多く心配である、収入や古里のことや仕事のこと、自分の体調や子どものことなどです。全体としてアンケートの回答者が高齢者ではないかと思います。

避難所を何回変わったかということですが、4~5回変わった人が多いということです。

また、どうやって主たる働き手が収入を得ているのかを尋ねたところ、いまのところ年金が34%で、うまく前と同じ職場に戻れて収入を得ている人が29%、賠償金が14%、新しい職場での収入が9%、緊急雇用や雇用保険から収入を得ている人もいて、緊急雇用対策は1年や2年ですし、雇用保険も切れて収入が不安定な人もいらっしゃるということです。

現在の生活の不便さについては、かなりの方が 仮設住宅に住んでいたり、借り上げの住宅に住ん でいて、その住み心地が良くない。冬は寒いなど いろいろあるわけです。買い物や病院や自治体か ら遠いというのは仮設住宅の環境の悪さを表して いるのではないかと思います。

次はいろいろなところでも調査をしているので すが、戻りたいのか、戻りたくないのか、戻れな いのかという質問では、戻りたい人が127人、戻らない人が74人で2:1の割合です。戻りたいと人は何年がまんできるのか2年以内と2~5年を合わせて75%になります。他の調査をみても2~3年までしか待てないという人が多いわけです。

戻るための条件は何かについては、まず除染を して放射線が下がり、生活のインフラが整備され るという条件が整えば、戻ろうと思う方が一番多 くなっています。

戻らないと答えた方について、これからの生活 先をどうするのかを尋ねたところ、どうしたら良 いのか分からない・決めていないというのが35%、 県内に留まりたい34%、現在の避難先に残るが 23%、県外が8%となります。戻れないやどうし たら良いのか分からないという方が非常に多い。

特に高齢者は避難所の生活をやめてふるさとに帰ってゆっくり生活したいという気持ちが強く、ふるさとへの復帰をめざす自治体も出てきています。川内村は復帰宣言をして4月1日から役場を移しました。飯館村も2年以内に戻ろうと努力をしています。しかし線量が高くて戻れない自治体もあり、仮の町を作って当面町民を集めて役場と住宅を組み合わせてとりあえず仮の町で過ごそうと考えている自治体もあります。確かここに双葉町も入っていたと思います。

復帰の条件というのは居住環境を整備し、放射 能を減らすために除染が必要なのですが、それだ けではなく病院や学校などインフラの整備も必要 となります。除染をやったとしても廃棄物をどう するのか、方向性が出せない。そういう状況のな かで就労の機会をどう確保するのかという課題も あります。

次の除染の問題も同じことです。いまはむやみ やたらと除染をしている感じですが、莫大なお金 がかかるので、やるのなら汚染状況を詳しく調べ て状況に見合った対応が必要ではないか思います。

最後にまとめとなります。漁協の方は風評被害 があって条件が整備されても再開は厳しい状況に あります。もし再開することができるのであれば、 獲れた魚をどういうルートで販売をするのかとい う問題が出てきます。いきなり都会に販売という のは難しいと思います。とりあえず福島県内で協 同組合間協同ということで販売して実績を上げて いくことが必要です。コープあいづと相馬双葉漁 協では3年前のシンポジウムのときに魚の販売を した実績があります。農協につきましては昨年の 対応を反省して詳細な汚染の調査を行い除染をし ていく。風評被害への対応として去年生協・農協 が集まって「福島応援隊」として野菜や果物の販 売をしましたが、今年もそういう取り組みが必要 ではないかと思います。地域社会の課題としては いろいろありすぎるのですが、基本的には戻りた い人に対しては戻れるような条件を整備しなくて はいけない。また戻れない人、特に若い人につい てもそれなりの進路・条件を整えていく必要があ るのではないか思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

(追記 本年6月14日、相馬双葉漁協は1年3カ 月振りに相馬沖50キロで試験操業を開始し、ヤナ ギダコ、ミズダコ、ツブ貝を水揚げし、放射線の 不検出を確認したのち県内で販売し、復興の第一 歩として県民から歓迎された。その後も試験操業 を続けている。)

(たかせ まさお、福島大学行政政策学類特任教 授)

## シリーズ東日本大震災公開シンポジウム (第2回)

# 「福島第一原発事故から1年~明らかになったことと今後の課題」

## 伊東 達也

## 0. 原発問題へ取り組むきっかけ

皆さんこんにちは。本日はレジュメを用意して きました。

「原発問題住民運動全国センター筆頭代表委 員 | という大変長い名前の役員をしておりますが、 原発問題に関しては全く素人です。38年~39年前 の1973年から勉強を始めました。その9年前に私 は宮城県から追い出されて福島県の教員となり、 いわき市に住むようになりました。1973年に福島 第二原発の設置をめぐって日本で最初の政府によ る公聴会が開催されることになりました。そのと きは地方議員になったばかりだったのですが、か つての同僚から隣接の議員として陳述すべきだと 言われました。何も知らないで学習会に出かけた のが原発問題に取り組むきっかけでありました。 そのときに東大の助手だった安齋育郎さんが話を され、鮮明に覚えていることが二つあります。一 つは、これはプルトニウムを生み出すことになり、 とんでもない問題をもたらすことになるというこ とと、もう一つは過酷事故という言葉です。この 言葉はそのとき初めて聴きました。私は正直に言 って本当にびっくりしたのです。平和利用だと思 っていたものをぶち破られるような感じですね。 それでこれは勉強しなくては駄目だということで、 ずっと40年近く関心を持ち続けておりました。チ ェルノブイリにも二度行きました。スリーマイル 島にも行きました。そんな体験から、議員が終わ ってから東電との一カ月に一度くらい交渉を始め ていました。東電の職員の琴線に触れたかなと思 うのは過酷事故の問題を提起するときです。「過 酷事故だけはやってくれるなよ | とこちらが言う と、人にもよるのですが、「皆さんに言わせると 私どもは東京から来て逃げれば良いと思っている からそういうことを言うのでしょう。私どもも過

酷事故を起こしたら職を失うでしょう。絶対にそんなことは起こさないようにしたい」という返答をする職員もいたのは事実です。そういうときはなんとなしにお互いに琴線に触れたかなと思っていたのですが、結局、過酷事故が起ってしまって、私自身も地元ですのでこの一年間はすっかり生活習慣が変わってしまうほどの問題に巻き込まれてしまいました。思いつくままにお話をすると、話しきれなくなってしまい収拾がつかなくなってしまうので、我慢に我慢を重ねてここに書いてあるものを中心にお話をいたします。

## 1. 世界ではじめての「原発震 災」がもたらしたもの

言うまでもありませんが、今回の事故は広島原 爆20個分、セシウムに限れば168個分の大量の放 射性物質が放出されてしまったわけです。この過 酷事故は世界で三度目ですが、地震を引き金にし た「原発震災」は世界で初めてです。私の記憶で は「原発震災」という言葉は1997年だったでしょ うか、石橋克彦先生という神戸大学の地震学の先 生が岩波の『科学』という雑誌に書いたのが最初 だったのではないかと思います。どなたも未曾有 の災害だと言っている原発震災の中身は何だろう と、私は四つにまとめてみました。

### (1)被害があまりにも深刻

学習会に行って、なんとも一言も発することができないことがあります。あの地震で津波がきて避難をしたとき、夜になると家族の誰が欠けているかが分かるわけです。ほとんどの人は次の日すぐに探しに行くのですが、原発からの避難者は朝のうちに逃げろと言われ探すことが出来なかった。これほど切ないことはない。あまりにも残酷ではないのか。後から死体として自分の奥さんが出て

きたとか子どもが見つかったという人も、数ヵ月 後に見つけられるということに改めて苦痛となり ます。こうした問題を生み出してしまった。

最大の問題は16万人もの人が故郷を捨てて逃げ ざるを得なくなり、1年以上さまよい続けている ことです。『福島民友』2012年3月10日の資料を お持ちしました。学習会などで使えるかと思いま す。県外の避難状況で6万2674人がおり、地図を 見ますと東京に7593人、埼玉が4564人、千葉県が 2986人、神奈川が2568人…など、全体では16万人 です。逃げろといわれて逃げざるを得なかった人 と、あとから話をする「自主避難」という人も加 わっていると思います。私の聞くところでは、爆 発して間もなくに逃げた人たちがどこに行ってい るのかが、聞いても分からないということです。 私自身が一つの参考にしているのが、いわき市は 17日に市長がヨウ素剤を配る決定をしました。配 るのは自治会のようなものである地区の区長さん に配ってくれ、となるのですね。その人たちの話 を聞くと、新興住宅では10軒歩いて1軒いればい い方だった。農村部に行くと3軒歩いて1軒はい なかっただろうというのが、だいたい私がつかん だ感じです。そうすると34万人の3人に1人が逃 げたとなり、最低でも10万人になります。福島県 内では一時的であれ何であれ、逃げた何十万人と いう膨大な人々がいると思います。ともかくも、 一年間逃げ通し追われ続けているのが、そのうち の16万人なのだと思います。

#### ●教育・医療・福祉への影響

被害は全産業に及びました。教育・医療・福祉なども忘れがちですが重大な被害を受けています。たとえば教育では、浪江町の小中学校で全員にアンケートを取っています。その中にいままで暮らしていた家族に誰か欠けている人はいますかという項目があり、49%の子どもが家族全員で暮らしていないことがわかりました。誰かが欠けている。家族が分断されているのは子どものアンケートからも明白です。自分の通っている学校も、以前と同じ名前の学校に通っているのは2割です。8割は友達を失ってこの一年間を過ごしている。後にも触れますが、子どもなりの深刻な状況がうかがえます。

医療も大変な影響がありました。つい最近警戒 区域内にある4つの私立病院がありましたが、そ こでこの一年間で職員が3分の1になってしまっ ているという記事がありました。自主退職と解雇 だそうです。病院長が口々に言っているのは「賠 償金を貰ったが、それで退職金を払って税金を払ったらすっからかん」だそうです。あと何ヶ月間 病院として持ちこたえられるかどうかは分からいというのが大半を占めていますという記事でした。すごい打撃です。私自身も浜通り医療生協の 運営にかかわっておりますが、昨年の12月までで 3600万円の損害で東電と大詰めの交渉をしております。どこの病院でもそういう損害を受けています。

福祉もひどいです。私の家の隣に希望の杜福祉 会という社会福祉法人があります。精神障害者の 作業所であり、弁当を作って売って賃金にしてい ます。ここでは楢葉にも4つの施設を持っていま したが、全部捨ててきて、私の家に最初に避難し てきた人は楢葉の施設の責任者です。早川篤雄(は やかわとくお) さんという元高校の教員でお坊さ んでもあり、実は冒頭にお話しした1973年に勉強 をしに来いと、私が原発問題に足を踏み出すきっ かけを作った人ですが、私の家への最初の避難者 でした。14人の障害者を連れてきました。やがて 親の元に3人が戻り、残った11人のうちこの一年 間で2人が死んでおります。一人は薬が合わなく て、一人は朝起きたら心臓発作だということで亡 くなっています。 ここでも昨年だけの被害だけ で7700~7800万円となります。職員はまだ勤めて おり、通っていた障害者は全国に散り散りになる ので来ないわけです。障害者が働いて賃金を渡す こともできなくなった。そういうものはまだ損害 賠償に入れておりません。

### ●県民にもたらされた分断と対立

どの部門でも話を聞けば大変な損害を受けています。そして県民に分断と対立をもたらした。これが一番の私どもにとっての悩み・苦しみと言っても良いかもしれません。端的にいえば放射能の問題が一番深く根ざしています。避難地域であってもなくとも、この分断と対立は大変な問題になっております。単純明快なことだけを言いますと、

避難地域は地域そのものが失われたわけです。こ こに特質があるとよく学者が言っております。そ の地域にはさまざまな要素があるわけですが、そ の要素が欠けたことによって対立が生まれる。例 えば、現在戻るためには除染が絶対に必要だとい う人がいます。それに対して同じ住民でももう戻 ることはできないと考えている人もいる。あんな ところに子どもを持っている母親や父親が帰れる はずがないと考える人にとっては除染に使う費用 はもったいないのです。除染に何億円も使うのな らば、町民みんなに分割してくれ、その方がよほ ど自分達は第二の故郷を探すことができる、第二 の人生を歩み出せると考えます。こうしたことが 村民・町民のなかでの対立になるのです。あるい は中間貯蔵施設を設けるかどうかについても、こ うした問題がはっきりと出てきます。そんな危険 なものを我が町にまた作られたら、汚染されてい るところにまた汚染を集めたらますます帰れない と考える人がいるわけです。理の当然です。とこ ろが、他にどこか引き受けてくれるところはある のか、無いでしょう、嫌だと言えないのだ、こう なったら自分のところに置くしかないのではない かと考える人もいます。激しい論争になってしま います。

避難していない地域、例えばいわき市は30km 圏外ですから、こういうところでの典型的な対立 というのは、放射能を巡る感覚の違いが基礎にな っています。まず、避難するのかしないのかが争 いになりました。病院などでは避難する人としな い人がでてきました。中間管理職にとっては何ほ ど苦しい目に会ったか分かりません。みんな理が あるわけです。私は直接そこにぶつかりませんで したが、漏れ聞くところでは、「ここは病人を扱 っているのでしょう?民医連なんでしょう?医療 生協でしょう?何よりもこの人たちの命を守る仕 事が私たちの第一の仕事だ | と言えば、赤ん坊を 抱えている看護師さんは「赤ん坊を誰が守ってく れるのか?私が守らなかったら同じように弱いも のを殺してしまうか分からない | ということもあ ります。もし私がその立場なら理があるぞと思い ますし、簡単に言えない葛藤のようなものは、ど この職場でも出てきたと思います。

こういうところから始まり、避難したいと思っ

てもできなかった人からすれば、避難した人は大変うらやましいわけです。たまたま避難する条件がなくて一金がなかったり、自分の爺ちゃん・婆ちゃんを抱えていたり、自分に起因しない問題などで一逃げられなかった人にとっては、相手が羨望の的になります。一方、避難した人でも、いま戻ろうかと思えば「自分は逃げたのではないか」という思いで苦しんでいる。もう明らかにそこはそういう意見の対立があるからなのです。

いわき市では親と同居している若い人だったら、 食材が違うのは常識になっていると思います。そ こではひとまず論争はやめようとなってきたと思 います。食材をめぐって親世代には「農民がせっ かく作っているものを少しくらい食べたって、自 分たちの老い先はそんなに長くない | と、言わず ともそういう気持が強い。私なども非常にそれは 強い。いくら本を読んで勉強しても、甲状腺で早 くて4~5年、ガンだったら10年や20年というの がチェルノブイリでもだいたいはっきりしていま す。90才まで生きるなんてできないだろうと考え ると、あまり気にしないで生きようとなる。しか し若い人たち、娘・息子世代がまだ小さな子供が いれば、孫には何としてもこれ以上被ばくさせら れないとなれば、福島県内あるいは東北地方の食 材では不安だとなります。だからそういう家庭で は両方とも別々の食材で賄っている。こういうの も対立・分断をめぐる問題としてあります。話せ ば山ほどあります。

#### ●広範囲、長時間にわたる被害

これはもうあまり言う必要もないくらいですが、 被害は福島、東北を越えて及んでいます。私自身 は岩手県南部での学習会に呼ばれました。お茶が 汚染されて問題になっている静岡にも二度呼ばれ ました。500km も離れているのに、農畜産物の 汚染が問題になったのです。政府が除染費用を援 助する地域は8県108市町村に及んでいます。福 島県沿岸は160km あるのですが、1年間まった く漁ができません。福島の浜通りと呼ばれる沿岸 に、我々の祖先が住んでからどれくらいになるの か分かりませんが、おそらく福島県全体の沿岸部 で全く漁ができなかった年は初めてではないかと 予想します。途方もない大きな被害が広い範囲に 及んでいるのです。

被害額も政府がコスト計算して直接の今回の費用は5.9兆円と出しています。ただ、財務省の官僚が6月1日付「読売新聞」で100兆円あっても足りないのではないかと言っています。廃炉まで全部の復旧をやっていく、そうした損害も含めれば、国家的予算に匹敵する被害額になっているのです。

復旧・復興に長い時間が掛かる、これは放射能 の特質だと思います。政府も20年間は帰還できな い地域があると、4月の時点で認めています。い ろいろなアンケートがありますが、1年経った現 在で30%近い人が戻らないと回答しています。原 発の問題に関しては、復旧や復興という言葉は当 てはまらない、元にも戻らないし、元以上に復興 させることは簡単ではないのです。私は「作り直 し という観点からでないと答えが出せないので はないかと思います。廃炉まで30年から40年かか るのですから、現在60歳以上の福島県民は、本当 の意味での事故の収束を見ることなくこの世を去 らざるを得ないという長さです。さらに福島県は、 事故当時0歳~18歳までの36万人について、甲状 腺検査を生涯続けると決めています。県議会では 60年間という言葉が出てきたそうですが、60年か ら70年間も健康不安は消えません。途方もない時 間を要するのです。

このようなことから「日本の歴史上、最大で最 悪の公害」と述べました。福島県の復興計画は「人 類史上体験のない災害」と言う言葉を使っており ます。

こうした事故が想定されていたということも問題にしたいのですが今日は省きます。あけび書房『これでいいのか福島原発事故報道』という本が出たのですが、その一章に私は地元にいて住民運動をしてきていて、想定されていなかったということは全く違うと書いたつもりです。

課題の方にも山積する困難な問題があるとしま した。

資料を見てください。4月12日の福島民友新聞です。一年経って例えば「中間貯蔵『議論は対立』 受け入れ賛否は示さず|「飯館2年で農地除染| などがあり、右の方にどこで何マイクロシーベルトで出たのか示されています。こうしたことが毎日続いています。裏を見てください。「ホウレンソウ基準値超え」「水道水からセシウム」表記朝日新聞出版社に抗議」「SPEEDI活用せず 住民被ばく 国、県を刑事告発も」「自校給食も毎日検査」…。1年経ってこういう事態が毎日起こり続けているということを前提にして、私は4つのことを申し上げたいと思います。

一つは遅れる健康調査。圧倒的に足りない測定 機器、人材育成。特に問題になったのはホールボ ディーカウンタで5000万~6000万から1億円くら いだそうです。新聞で知ったのですが、あるとこ ろでこの機器を入れて、東大の先生が非常にまず い対応をしてしまった。受診した子どもを測るた めに連れ添ったお母さんにいう言葉で大変なケン カになった。評価の仕方をどう表現して伝えるの か。その先生がようやく半年掛かって私なりにこ の機械をどう使いどう評価するか、それをどうい う風に住民に伝えたら良いのか分かったと。私は ずいぶん正直な先生だなと思ってその記事を読ん でいました。こうした機会を使うことはかなりの 専門家の先生でもやったこともなかった思うので す。ある私立病院ではホールボディーカウンタを 持っていて、インターネットでも計測すると公表 した。ところが子どもを連れて行って診てもらっ たら紙を1枚渡された。何を意味しているのか聴 いたら、そういうことは一切当病院では説明しま せん、測ってやりますと言ったのであって、それ がどういう意味を持っているのかとは言えない。 なんでそんなことになるのか私も食ってかかられ るように言われました。これも説明のしようがな いのですが、病院の側で後から責任を取ってくれ といわれるのを恐れているからではないのか、そ うとしか私には思えないと伝えました。全力を挙 げて放射線防護学などに精通する人たちが続々と 生まれなければならないというのが、測定機械を 正しく使うと同時に必要だと思います。いまから 40年も50年も続く問題ですから、全体として生活 ・健康・人権を具体的に担保した総合的な法律が 必要だと思います。各党ともいろいろに出してい るのですが、私が見る限りは言葉としてはどこの 政党も全てある。しかし肝心のどうやって担保す

るかとなるとそうした法律の案を私は読んでおりません。これでは駄目だと思います。国民運動で作るしかないと思います。

難問続出の除染。先ほど言いましたように除染をするなという人もいますが、避難した地域であれ、私のように30km 圏外であれ、除染しなければ住む所にも安心して住めない。その点でほぼ合意があると私は思います。ところがやってみるとさまざまな問題が出てくる。これも過酷事故は起こらないという前提でほとんどいままで対なをしなかった。にわかに高圧洗浄でやれば良いのではないかとか、こうすればああすればとやって、それが不安や不信を生むという…こんなことがなければ一番良いのですが…やって不満や不信が生まれるというのは私は本当に悔しくてしょうがないです。また、市町村の仮置き場、県の中間保管施設、国の最終処分場も誠に困難な事態に直面しています。

進まぬ賠償。この問題も簡潔に触れます。「完 全賠償させる会」というものをいわき市に作りま した。作ってから3ヶ月間、約700-800人くらい 1000円を出して会員になっているのですが、みん なの話を全部は聴けませんから役員同士でどのよ うに要求をまとめるかということで、私も分かっ ていたつもりでも放射能の問題というものはこれ ほど難しいのだと思い知らされました。賠償金は いくら求めるのかでも意見百出です。ある人は「私 は3人の子供を抱えていて月に100万円貰っても 足りない」という人がいるかと思うと、「私はお 金なんて欲しくない。ここにきて社長に謝ってく れ。それが私の賠償請求だ」という人まで千差万 別です。とてもまとめる不可能に近いほどですが、 3ヶ月間経って弁護士の先生方の体験などからも 導きだされてきたことは、全体として実効のある 法律を求めようということです。そういうものが できないあいだは、かくかくしかじかの損害を賠 償せよ、と。国は福島県内23市町村で大人は8万 円、妊婦と子供は40万円というのが運動の結果、 紛争審査委員会で出しました。この8万円という ものにもほとんどの人は納得していません。それ ではいくら要求しようかということが話されてい ます。例えばひと月に2万とか5万とかで、それ を法律ができるまでのあいだずっと、法律ができ

なかったら廃炉までそれをずっと損害賠償を続けると。これは聴く人によっては途方もない要求になってしまう。しかし我々はお金の問題ではないと思います。法律を作って放射線を浴びることによって出てきている症状などと同じではないのかと判断されるなら医療費を年齢に関係なく無料にしると。そういうための検診や発症したときのための医療機関を設置する、そういう担保があるのならば私どもは多額の精神的慰謝料を要求しなけるのならば私どもは多額の精神的慰謝料を要求しなけるも良い。逆にそういうものができない限りは毎月請求せざるを得ない。月2万であれ3万であれるとも法律ができないのであれば廃炉まで払い続けてくれ、そういうあたりに現在は到達しつあると思います。

以下レジュメからの引用を読みます。

「すべての原発の廃炉、福島県の作り直しの道」。 ここは読んでの通りです。

「福島県内にある10基の原発全ての廃炉は多数の県民の願いとなっており、福島県の復興ビジョン検討委員会も原発に依存しない県を目指すことを打ち出した。福島県議会も10月、新婦人の会が提出した10基全部の廃炉を求めた請願を採択した(5人が退席)。知事も廃炉を目指すと言明した。画期的な前進であるが東電と政府は依然として、第一原発5・6号機と第二原発1~4号機を廃炉にするとは言っていない。再開のチャンスをあくまで狙っている。

これほどの事故を起こしても廃炉にするとは言っていないのです。朝日新聞にインタビュー記事が載りました。福島県の商工会議所の会頭の瀬谷さんという方です。大東銀行の頭取でした。つい先日によりますと震災で金を貸す再生機構の理事長に政府から嘱望されて就くようですが、この電力は福島県で使わせろと。福島県には東電の火力発電や水力発電や原発がごっそりありますが福島県では東で使わせろと。福島県には東電の火力発電や水力発電や原発がごっそりありますが福島県できません。すべて関東に送る電気です。原発を動かして福島県の産業に使わせろという一つの考えかして福島県の産業に使わせろという一つの考えかして福島県の産業に使わせろというもれいませいる。そこのインタビューで答えているのは、県は原発に依存しないなんていうきれい事はやめてくれ、そんなことで片付く問題ではな

い、産業が発展しないで何が福島県民のためになるのかという論です。原発推進してきた人の頭を変えるというのは至難の業だと思うほどです。しかし何としてもこれを乗り越えなければならないと思うのです。

「福島県は再生自然エネルギーやその研究、教育、普及などの中心地になる条件がある。」

福島県の再生自然エネルギーは日本の10本のなかに入ります。地熱であれ風力であれ水力であれ、もともとそういう力を持っているところをうまい具合に使わなかったというところがあります。

「今後、長期にわたって放射能と対峙しなければならない。放射能と健康の研究、放射能汚染や除染の研究、普及、放射線防護学の知識を持った医療や教育や福祉などの人材を送る教育機関の拠点にしていくことも必要ではないか。」

福島大学を中心としてこれには意見が出て具体化しつつあります。その他会津にも大学がありますしいわきにも大学があります。そうしたところで原発推進の学者だけではなく、なんとしてもいま福島県が被っている問題を打開していくための基礎的な知識を持った人たちをどんどん生み出していく必要があるのではないのか。私自身はそういう意味で生協病院、あるいは教育・教員・福祉などに勤める若い人が、福島県に限っていえば「私、放射能ってなんだか知らないのよね」と答えているのでは、職場自体もなんだという評価に結び付いていくのではないか。それほどこの問題は大切な問題になっているのではないかという問題意識を持っています。

「原発立地地点は負の遺産として世界遺産を目指すことも考えられる。」

せめてもの後世に残すためにそんなことを考え ました。

レジュメの最後の方ですが、原発を無くしていく、再稼働を許さない運動は日本政治の病根を取り除く、変えていくことに通ずる大きな問題ではないのか。そのためには国民の合意をどう広げて

いくのかが求められていると思います。その際、 福島原発事故で何が起ったのか、何がどう問題に なっているのかということと、原発というものが どんなに危険を持っているのかということの二つ を基礎において語り合うことが大切ではないかと 強く思っております。

今年もらった年賀状では、昔高校の教員をやっていたのですが、避難した地域の人たちの住所が分からない。何人かに昔の住所で出しました。そのうちの一人が巡り巡って避難所に届いた。そして返事をよこした。

書かれていた内容としては、長年住み慣れた故郷を追われ、友達を奪われ、魂を奪われてしまったようになっている自分が悔しくてしょうがないという趣旨の言葉でした。この怒りをどこにぶつけたら良いのでしょうか、このところで賀状は満杯になっていたのですが、小さく最後に気を取り直したのか、でも妻と一緒に生きていきます。これが年賀状の挨拶なんですね。福島県では無数にこういう人を生んでいると思うんです。

それから賠償問題でお坊さん3人が私の家に集まったときに聴いたのですが、その一人が開山以来617年だそうで、一番長い人が700と数十年と言っておりました。この僧職にある人たちの苦しみは自分の問題ではなくなっていることです。600年から700年続いてきたものがなぜ俺の時代に潰れなければならないのか、何とかできないのかという問題です。放射能の問題は歴史まで、何百年間も遡って失いたくないものまで失わせる問題を持っていると実感させられます。

教育問題で子どもたちの話をしましたが、新聞でも紹介された話で小学生が書いているものに「私の町は私が大人になるまであるんでしょうか?」とか「ワラビを採りたいです。うちの爺ちゃんはワラビ採りの名人です」「私が友達と離れていることを町長さん、国の偉い人に言ってください」などのアンケートが書かれています。これは小学生の言葉です。みんな途方に暮れるような、それを読んで私どもも返答できない、何と言葉を返せば良いのか分からないようなことがしょっちゅういまでも出てくる。

ですから私は福島県のこの事故に関して、結論としては原発からの撤退だと思います。この国民

的合意を広げていくという点で皆さんにもぜひ福 島に来ていただきたいし、語っていただきたい。 ただ、多くの人がくるのですが、私自身も議員を やっていてこの種の調査や視察というのは、何を 聞きたいとかどんなことを調べたいとか明確にし て会う人や、行く地域を厳選しないと行ってもさ っぱり何が何だか分からなかったということがあ るので、ただ来れば良いですともなかなか言いづ らいところもあります。しかし福島にも来てさら にみんなにお話ししていただくことは大切だと思 います。

実感としてまだ少ししか希望は見えていないのですが、確かな希望がみえるまで私自身も全力を挙げて住民の皆さんとがんばりたいという趣旨を決意に変えてお話を終わらせていただきたいと思います。

(いとう たつや、浜通り医療生活協同組合理事長)

## 座談会「非正規労働の増大と労働契約法改正などをとうみるか

出席者 木下 武男 (きのした たけお、昭和女子大学特任教授)

伍賀 一道 (ごか かずみち、金沢大学教授)

後藤 道夫 (ごとう みちお、都留文科大学教授)

河添 誠(かわぞえ まこと、首都圏青年ユニオン書記長)

司 会 石塚 秀雄(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

司会 本日は労働市場に関する専門家の方々にお 集まりいただきました。当研究所としては日本に おける労働の問題を幅広く考えております。賃労 働者は約5000万人以上います。労働(者)の種類 は、いわゆる労働市場でとらえられる部分で主と して営利企業に雇用されている者、また約500万 人いる国や地方自治体に雇用されている公務員、 そして数百万人の自営業者、さらには数は少ない ですが非営利組織や協同組合などで働く人々など に分けられると考えております。そしてそれぞれ のセクターにそれぞれの労働の問題があると思わ れます。社会的にもっとも比重の大きいのが非正 規化の問題です。いわゆる労働市場における賃金 労働者のなかで非正規労働者は1700万人を超え、 格差社会の現出といわれるように社会に深刻な影 響与えています。このたび労働契約法改正法案が 国会に上程されましたが、本日は非正規労働の現 状と今後の見通しについてご議論いただければと 思います。

## ●順次中高年化するフリーター

木下 先日、FM 東京のラジオ番組で、「中高年フリーター急増の闇」というテーマでコメントをもとめられました。「中高年フリーター」の中高年というのは35歳から44歳までで、その年齢層は、政府のフリーターの定義である15歳から34歳を外れてしまっています。政府のフリーターという概念にはパート・アルバイトの就業を希望している無業者も入っています。実態を知る上で非常に不正確なものです。政府は、今の若者は正社員として働きたがらないという予断からつくったのです。ところで、問題は非正規雇用です。中高年フリ

ーターといわれて最初は少し違和感がありました。 私は、若者のところの膨大な非正規雇用に注目していたからです。しかし、よくよく考えてみるとこれは大変なことだと気づきました。深刻さをみるために男性の非正規雇用をみてみます。女性の場合には家計補助型の非正規雇用がかなり入ってしまうからです。非正規雇用で自分の生活を成りたたせなければならない家計自立型非正社員に注目するためにとりあえず男性をみるということです。男性「35~44歳」で非正規雇用は8.4%です。この「中高年」フリーターといわれている人たちは、ちょうど20年前、バブル経済崩壊の時、15歳から24歳だった若者たち、「ロストジェネレーション」と呼ばれていたものたちです。その後も、

「 $35\sim44$ 歳」の10歳下の「 $25\sim34$ 歳」が16.0%、「 $15\sim24$ 歳」が29.4%です。つまり先頭の $8\%\rightarrow16\%\rightarrow29\%$ と、大きなな塊となって膨らんでいっているわけです。年齢が若いほど比率が高いということは、この先、どんどん塊は大きくなっていくことを予想させます。

若者のあいだで非正規雇用がどんどん広がってい

きました。

それでは、「中高年」フリーターのちょうど20年後はどうなるのでしょうか。非正規雇用の膨大な塊の先頭が、年金生活の時期に入ります。そうすると、中高年フリーターは、おそらく無年金か低年金の生活になることは確実です。つまり、膨大な非正規雇用の塊の先頭が年金生活に入り、その後、群れとなって生活保護の受給者になるということなのです。あるいはホームレスになるかですね。先頭につづく、後からの者の大きさを考えれば、これは深刻な問題です。

あと一つ20年後の話です。国立社会保障・人口

問題研究所が出した予測ですが、20年後、2030年には、男性の生涯未婚率は約30%になるだろうということです。生涯未婚率というのは50歳になるまで、一回も結婚したことのない人の比率です。離婚した人は入りません。つまり、日本の男性の3割が、結婚しない、結婚できなかったということです。

非正規雇用だと結婚することがむずかしい、結婚しても子どもを大学までいかせることは困難でしょう。河添さんは、若者のあいだで今や家族をもつことはぜいたく品という言葉があるといっていましたね。このように、非正規雇用という巨大な塊をつくりだしてしまったことによって、日本社会は大きく崩れつつあるといえると思います。

河添 ロスジェネという言葉は、景気が後退局面に入ったとき、新卒の採用が減らされて、非正規雇用が増えたという説明が当時されていました。しかし結局、景気が回復しても非正規が増え続けたわけです。労働市場の構造が変わったわけで、景気の後退局面だから非正規が増えたというとらえかたは、いまからいうと相当不十分であり、そういう意味ではポスト・ロスジェネといういいかたをしてもなんの意味もないと思っています。

私は普段、若い非正規の人たちや失業者の人たちも含めて相談を受けています。2006~7年からそういった問題がひどくなっていると社会的にも注目され始めました。ところが、3.11のあとは震災の被害があまりにも大きく、その話ばかりで若い世代の人たちの破壊的な労働にあまり注目が行かなくなっていると思いますし、実際に相当ひどくなっています。具体的に少し紹介したいと思います。

一つは、正社員の領域が相当ひどくなっていることです。新卒で採用された人がまともな働かされ方をしていない。ある方は大卒で入社して3カ月ぐらいの人で一生懸命働いている人でしたが、ちょっと器用なタイプの人でなかったので上司から働きが悪いからといやがらせ・暴行を受けていました。それでも本人が辞めると言わなかったら、辞めろと上司から言われ続けるんです。「トロい」とかなんとか言われて。本人は辞めたくないと言ったところ、懲戒解雇になった。結局、団体交渉

をして問題解決にもっていきました。入社した人間にまともに教育をしないで、「使える」と企業側が考えた労働者だけを使っていく。彼の大学同期の人たちも入社して1年も経たないうちに半分ぐらい辞めています。あまりレベルの高くない大学ですが、入社1年で入社したうちの半分ぐらい辞めてしまう。それぐらい労働条件が悪いところで働いている。

いまはすごく就職が大変で、この就職が大変な 時期に就職しているにもかかわらず、離職率がこ れだけ高いというところに注目すべきだと思いま す。政府統計でも、大卒で31.1%、高卒では40.4% です。就職後3年でこれだけの人が離職している ということは、それ相応の相当な理由がなければ こんなに就職難の時に辞めるはずはない。だから 相当なことがあったと推測せざるを得ない。

ほかにも相当ひどいことがあります。これは秋 田書店の話です。『少年チャンピオン』という雑 誌を出している有名マンガ出版社ですが、彼女は 有名大学を出て少女マンガの編集部に入りました。 ものすごく倍率が高くて、入社試験も相当難しい ところを突破しようやく入った職場ですが、実際 にはものすごい長時間労働で毎日終電間際まで働 かされる。賃金はそこそこ良いのですが、残業代 は当然のように全額は出ない。それだけではなく、 違法な業務指示を受けていました。読者プレゼン トという名目で景品があたると雑誌に載っている ものですが、この雑誌では、たとえば「20名様プ レゼント」と載っていても、実際には景品は1つ しかない。その景品の当選者を水増しして雑誌に 掲載する作業を命じられていた。そういうことを 強制されていて、それを毎月毎月やらされていた。

あまりにもひどかったので上司に、「これは違法じゃないですか」と言ったところ、「そんなことを言うんなら、他に回すぞ」と言われて、これまでも会社の上司もそれをやってきたんだということを言われました。彼女は体調を崩してしまって、病気で休業したんですが、そうこうしているうちに懲戒解雇になりました。懲戒解雇の理由が、景品を読者にちゃんと送っていなかった。そもそも景品がないことを会社は承知しているにも関わらず、彼女が勝手にそれをどこかにくすねたのだとデッチ上げして解雇しました。

こんな会社すら世の中に存在しているという状況です。大学を卒業して正社員になれば、それで安泰というような状況ではとてもなくなっている。

一方で、非正規雇用のところは相変わらずひど い解雇などが頻発しています。いまの法改正との 関係でお話しておきたいのは、のちほど有期法制 の改正の話でも出てきますが、これを悪いほうに 先取りしたようなものが出てきています。今度の 有期の改正案は、5年以上契約更新をして働いて いる人については直接雇用を申し入れ、使用者側 が労働者に直接雇用を申し入れた場合に直接雇用 に転換するという法案になっています。しかし直 接雇用にしたくないというケースが非常に多くあ ります。有期雇用というのはいくつかのタイプが あります。本当に有期雇用で使っているケースは 期間の定めがあり、その期間が終わったら契約が 満了したら切るというか、当然のことのように辞 めていくような運用です。それ以外に日本におい ては非正規雇用、つまりパートとかアルバイトと いう名称の労働者であれば、ずっと有期雇用契約 にするというある種の慣行があり、実際には相当 程度長期にわたって10年とか20年など有期雇用で 働いている人がいるわけです。

実は日本の有期雇用の多数派というのは、つまりパート・アルバイトの人たちの3カ月とか6カ月という有期雇用は、こういう人であったかも知れません。こういった人たちに対してすごくマイナスな影響が出ています。5年で無期雇用にしなければいけないということを恐れ、先取りして切っていくというのは懸念がされていますし、実際もう先取りして出てきている。

シャノアール、ベローチェなどのコーヒーチェーンを経営している株式会社シャノアールでは、 有期雇用のパート労働者の契約上限年数を新たに 4年ということで導入するという提案が出されています。これが出ることによって一これまでの日本の必ずしも良いとは思いませんが一契約の形式としては有期雇用の形式をとりながら、実際には長期にわたって働いてる人たちの雇用が脅かされるということが出てきています。いまの有期雇用法案がそのまま通ると、こうしたシャノアールのような対応というのは広がる恐れがあると思います。

## ●有期雇用の雇い止めがなぜ起 きるか

伍賀 私はお2人の話を受けまして、具体的な例 を紹介したいと思います。大阪のダイキン工業と いう空調機メーカーの偽装請負とそれに続く雇い 止めの事件です。2010年8月にダイキン工業では、 猛暑による好景気のさなかにおよそ230名の有期 契約労働者の雇い止めをしました。有期雇用とい いましても、その2年半前までは偽装請負で使っ ていたのです。最も長い人で17年間も偽装請負状 態で働かせていました。2009年末に大阪労働局か ら偽装請負の是正指導を受けたため、会社はこの ままの状態を放置できないと考え、直接雇用に切 り換える方針を示した。ただし、正社員化ではな く有期の直接雇用への転換です。09年暮れから10 年初めにかけて会社は説明会を開いたのち、労働 者に有期雇用に切り替える同意書にサインするよ うに求めた。これにサインしなかったら仕事がな くなるので、多くの労働者は仕方なしにサインし た。その後、有期契約を2回更新して2年半経っ た2010年8月に雇い止めにした。当時はエアコン がどんどん売れて絶好調だったのですが正社員に しないためにあえて解雇した。他方で、雇い止め をした人を上回る数の労働者をやはり有期契約で 雇い入れたのです。

雇い止めにあった人たちの多くは先ほど木下さ んがおっしゃった中高年フリーターの年代です。 230名のうち4名が裁判に訴えました。いま大阪 地裁で闘っている最中です。私はこの方たちの話 のなかで一番印象に残ったのが、有期雇用で雇い 止めになる半年前の期間に、自分たちの替わりを する新人の労働者に仕事の仕方を教えていたとい うことです。もちろん会社に指示されたからそう したのでしょうが、それだけではない。彼らは20 年近く働いてきましたから自分たちの仕事に対し て誇りを持っているのです。私は日本の労働者の ある意味、職人魂といいますか、それを会社が乱 暴に非人間的に扱っているという感じがしました。 このようなケースは他にもあります。有期雇用や 偽装請負で働かされてきた人たちが、辞めさせら れることが分かっていながらあとに来る人たちを

教えている。

河添 私からも一点。これは私立の高校の先生の ケースです。私立の高校は入ってくる生徒数が安 定しないもので、調整弁としてまず非常勤の先生 を使っている。これはよくあるパターンだと思い ますが、それ自体もいろいろさまざまな問題を引 き起こしているわけです。これが外部化されると いうことが起こっています。一つは派遣で先生が 入ってくるケースです。私がいま相談を受けてい るものでは、これは埼玉の私教連と首都圏青年ユ ニオンとで団体交渉をしているのですが、彼女の ケースは請負会社に請け負わせているというケー スです。請け負わせているんですが、さらにひど いのは彼女はこの請負会社との間に雇用関係がな く個人請負にさせられている。学校から見ると二 重の請負になっている。しかしながら、学校現場 では教科担当の先生とか他の先生と一緒に指揮命 令を受けているということで、偽装請負でしかも 二重でやる。

彼女は個人請負になっていてまず有給休暇がな い。当然なことながら社会保険・雇用保険にも入 っていない。賃金も雇用関係があれば労働基準法 で月に一度の支払い義務が生じるのですが、彼女 の場合は働いた月の翌々月です。結局会社として は働いた期間の分は翌月に学校から支払われ、そ の支払いがあった後に彼女に対して払うというや り方をして資金繰りが良いようにしているようで す。これが学校現場にさまざまなかたちで入って います。いま私立の学校は生徒数が減っていて経 営が厳しいものですから、安上がりな教員の確保 というかたちでたくさん入っています。これは教 育ビジネスになっており、登録した人がある場合 には学校に行き、ある場合には塾に行き、ある場 合には予備校に行くといったように、多方面に実 際上は偽装請負的な派遣的な働かせ方をさせる。 それを全部個人請けにするというところまできて いて、相当ひどいケースなのでこれは労働局に申 告していま問題にしています。

この請負企業はおそらく塾のようなところに講師派遣をしていた企業だと思います。それが高校にも入ってきているということです。派遣はけっこうあると言っていました。しかし請負になって、

まして雇用関係がないというのは相当悪質なケースがここまできたかという感じになっています。

司会 ダイキン工業の例ですが、考え方としては 規制を強化したので、ダイキンの方が20年勤めて いる人を辞めさせるということなんでしょうか? それとも、以前新聞などに書いてあるように、規 制緩和をしたから労働市場が非常にフレキシブル 化して非正規も増えたという発想があるという言 い方があったと思います。いまのダイキン工業の 例ではずっと20年非正規で勤めていた人が辞めな ければいけない理由というのは、何なんでしょう か。

伍賀 偽装請負で10数年間にわたって働かせていましたので、それ自体違法です。本来であれば大阪労働局から是正指導を受けた段階でダイキン工業の正社員として雇い入れるべきだったんですが、そうしないで有期契約の直接雇用にした。このような手法を日本の労働行政、あるいは裁判所は禁止していない。それが一番の問題です。直接雇用になったものの期限付きですから、期限が来ればおしまいということになり、二重の不当な苦しみを課している。ここ数年、違法派遣や偽装請負の是正を求められた企業が有期の直接雇用に切り換え、期限がくれば雇い止めにするという事例はあちこちで起こっています。ダイキン工業のケースはその典型です。

いま、派遣労働者の数は厚労省の統計では減ってきています。特に事務用機器操作に区分される派遣労働者が減っている。今年2月のデータでは2010年度の派遣労働者の数は常用換算で約148万人でした。ピーク時の08年度が198万人でしたから、50万人の減少です。

司会 派遣は減っても非正規のパートなどが増えるということですか。

伍賀 有期雇用に転換しているのと、もう一点は 請負に変わっている。さきほど河添さんがおっし ゃった個人請負もそうなのですが、有期雇用をど う規制するかという問題は非常に大事になってい ます。 河添 派遣は運動の成果もあって「使いにくいもの」という認識までいったということがあると思います。だから大手の企業もいわゆる専門業務も事務系の人は派遣では使いにくいということで直接雇用し、その代わり有期雇用で使うという傾向がある。

司会 企業のモグラ叩きみたいですね。こっちの 法律で規制すると、派遣をやらせて違う名目で何 らかのかたちで雇って、結果的には非正規の労働 人口は統計的には増えている。

木下 電機産業は請負工に、自動車産業は期間工 に、そして日雇い派遣は有料職業紹介制度にそれ ぞれ替わっていく流れになっています。

**伍賀** 電機は請負が進んでおり、請負専業の子会 社までつくるケースがあるようです。

**木下** 電機産業ではセル生産方式によって請負で やれるようになっています。

**司会** 素人的に分からないのですが、請負会社というのはどのくらいピンハネするもんなのですか。

伍賀 派遣料金と派遣労働者が受け取る賃金の差 (マージン) は派遣料金のおよそ30~35%ぐらい じゃないでしょうか。派遣会社が受け取る派遣料金のうち、7割が賃金、3割がマージンです。今 回の派遣法改正でマージン率を公表することを派遣会社に義務づけましたので、その点は一歩前進です。

河添 それもなかなか評価は難しいところで、例えば派遣会社がきちんとした技能訓練をすればその分コストがかかる。まったく何もやっていないところだったらプラスなんですが、必ずしもピンハネと言いれているような、小さければ小さいほど労働者にとってプラスかどうかというのは実は分からない。なかなか難しいところではある。

むしろ小さくて劣悪な派遣会社はピンハネ率も 小さくしながら、派遣料を圧縮してダンピングし て安くして仕事をとってくるというように当然行動するはずです。そうすると技能訓練にはまったく投資されないということになりかねない。もう少し違う規制の仕方を考えないと、ちょっとその問題だけでやるのは厳しいのかなと私は思っています。

## ●増える若年の非正規雇用

後藤 男性では非正規 or 無業の割合が、働き盛りをふくめて近年も伸び続けています。分母を人口(15~24歳は卒業者)でとった数字ですが、この六年間でみると、15~24歳で43.8→44.2%、25~34歳で19.8→22.8%、35~44歳で<math>12.0→13.8%ですね。15~24歳では非正規が少し減っているかわりに、非労働力がふえ、後の二つの年齢層は、非正規、失業、非労働力のすべての比率が伸びています。

なかでも、就業を希望しない非労働力の割合が、若い年齢層から順に、1.0ポイント、0.9ポイント、1.5ポイント伸びているのが目につきます。1999年春から2012年春の13年間の変化でみると、それぞれ、5.0ポイント、0.9ポイント、1.5ポイントの増加です。

不安定雇用と失業のいったりきたりが慢性化した結果なのか、検討が必要ですが、若年から中堅の男性の中で、非労働力化が進行している気がします。

司会 考え方として失業率とかで比較するよりも、いまおっしゃられたような無業とかニートとかそういうのを入れた非労働というので見たほうが良いということですか?

木下 パラサイト化しているので。

後藤 ここ数年はですね。失業ではない、つまり 求職活動をしていない無業が、男性の場合明らか に増えている。パラサイト化でもあると思ういま すが。

分析が必要なことですが、要するに来るところまで来ちゃい始めたかなという感じがちょっとしています。このぐらいぼろぼろに使われれば、働

く意欲を奪われる。1997年の20代前半の女性の60 時間以上労働率が3.5%ぐらいだったんだけど、 2007年の10年後には8.9%になっています。大体、 時間だけで見てもすさまじい状態です。

ほんとうに労働市場が90年代の終わりから2000 年代にかけて激しく底抜けになりました。底抜け になった状態で、木下さんも言ったように、規制 を本格的にかけることができなくて十数年ずっと その状態が続き、その蓄積がいろんなところに表 れ始めた感じです。

伍賀 非正規問題や貧困に関する関心が3.11以降、後退したという感じがしていましたが、最近また復活しているようです。NHKのEテレで「女性の貧困」という特集を今年4月末から5月にかけて2回やり、3回目はそれを見た視聴者の感想をまとめて5月16日に報道するそうです。

河添 これは福祉番組なんです。だから福祉的な問題に関心ある人たちは、その視角から雇用問題に関心を持ってきている。福祉ネットワークは改編され、「ハートネット TV」とタイトルが変わっています。私のほうにも取材に来ていますが、雇用の問題というのはそれぐらい目茶苦茶が増えている。そういう問題関心からの番組作りなのではないう間題関心から見ている人たちが、現場をそういう側面から見ているとが、現場をそういう側面から見ているということが、では、雇用がひどくなっているということがある程度感覚的にあるのかも知れません。しかしてはるとしては関心そのものはちょっと低下こと、るのではないでしょうか。一時期から比べる私のところへ取材に来る数は相当減っていますね。

木下 3.11以降なのか、あるいは運動の側が揃わないか。

河添 両方でしょうね。

木下 河添さんが、若者はボロボロに働かされる ということと関係しますが、若者を中心にして正 社員の働きがとんでもなく過酷なものになってい ます。過労死が、これまでのような中間管理職や 開発部門など責任や重圧のかかる特定の領域では なくなってきているように思います。長時間労働 と過重なタスクという働き方の水位が上がり、そ れが従業員のすべてに適用されるようになったか らだと思います。その水位を「肉体消磨」的労働 基準と私は呼んでいます。

2007年、滋賀県大津市の「日本海庄や」に新入 社員として入った男性が、4ヶ月たって過労死し ています。2008年に大手居酒屋チェーン「和民」 で採用され、神奈川県横須賀市内の店で働いてい た26歳の女性社員が、入社して2ヶ月後に過労自 殺しました。ウェザーニュースという最大手の気 象予報会社でも2008年、入社して6ヶ月の男性が 自死しました。

このなかで注目したのは、「日本海庄や」の事件で両親が、経営側に損害賠償を求めて提訴したときのことでした。その時に、経営側は、36協定の特別条項は、同業他社のモンタボーは月135時間、ワタミフードサービスは月120時間等であり、「日本海庄や」は月100時間ですと主張したのです。「日本海庄や」の残業時間はこれらに比べたら短いからたいしたことありませんよ、といっているかのようです。厚生労働省が定める「過労死ライン」は月80時間です。したがって、これらの企業は、このように働かせれば死ぬかもしれないということを知っているのです。殺意をもっているとみるべきであり、今の若者はこのような状況下で過酷な労働を強いられているということに注目しなければならないと思います。

河添 そうなのですが、辞められない人がいるから死んでいるという状況があります。離職率がとても高いということと、辞められないということがセットになっているのがいまの状況の特徴ではないかと私は思っています。辞めている人がこれだけ多いというのは、相当程度ひどいことがあるから辞めている。だけど同時に、相当程度にひどい職場を辞めないで残っている人がいるというのが同時進行で起こっている。

これが相当無理な働き方をする。だから死ぬんですよ。もう少し、大きく労働市場的な議論をしたほうがわかりやすいのかなと思います。辞められないというのはどうして辞められないのか理由がいくつかあると思っています。一つは、従来か

ら後藤さんが指摘されたような失業時の所得保障 があまりにも弱いという問題が当然あります。

もう一つ大きいと思っているのは、辞めてしまった場合に、日本の場合ではまともな職業訓練をどこでも受けられない。まともな職業的なトレーニングを受けられないでので行く道を相当の覚悟しないければならない。だから、正社員になれば、実際にはそこで本当にオンザジョブトレーニング(OJT)といわれるほどのものをしているかどうかは別として、そこにしがみつかざるを得ない。そういうことが同時進行でギリギリのところまで続くのではないかと思っています。

木下 そもそも昔から日本の企業は「逃げられない世界」でした。それは終身雇用・年功賃金という恩恵は、それぞれ、その会社独特の仕組みでつくられているからです。濱口桂一郎さんの言葉を使えば、「メンバーシップ契約」にもとづいて、その会社のメンバーに入るということです。しかし、そのメンバーシップは、その会社でしか通用しない。メンバーズ・オンリーの制度です。だから「逃げられない世界」がつくられていました。

そういう年功賃金・終身雇用という処遇システムが本質にあって、「逃げられない」という機能が働いていました。しかし、こんどは本質がすり変わって、労働市場圧力に変わった。つまり正社員になかなかなれない、非正社員に転落したらどうしよう、失業したら生活できないという恐怖心があります。このような労働市場圧力によって働き方は過酷だけど、会社を辞められないという事態が生まれているのだと思います。

河添 従来的なメンバーシップ的な正社員のワクはものすごく狭くなって、個々の企業に本当に存在しているかどうかもあやしい。相当程度企業規模が大きく事業も大きいようなところには旧来型のOJTがあり、トレーニングされる世界があると思いますが。しかし、それがものすごく狭くなっていて中小零細のところにはそういうものはない。ないのだけれど辞められない。

# ●日本的経営の終焉と非正規労働の増大

司会 1995年に日経連にいわゆる日本的経営が終 焉するという話がありました。先ほどの終身雇用 など、3つの条件がもとにそのころの大企業の社 員は居心地がよかったと言われ、比較的そのよう な論調がずっとあったと思います。つまり、日本 の大企業は従業員持ち株をやっていて、日本的経 営は良いんだという話が95年まであり、それが転 換した。そのときに、上の社員の5%~10%ぐら いは古いかたちの従来通りの日本的経営を守り、 あとの3割ぐらいは中間技術職でこれは年俸みた いな能力給にする。あとの5割ぐらいはフレキシ ブル、つまり結局は非正規の温床になったと思う のです。

そのあたりから日本の労働環境・労働市場が変わったと思うのですが、それに対する労働者階級といいますか、そちらの方の有効な動きはどの程度に積み上げてきたのでしょうか。

後藤 労働規制緩和がかなり大規模に行われたのは、やはり90年代末~2000年代最初です。大リストラもそのころで、失業時保障を大規模に削ったのもそのころです。1995年というと若者の正規採用を非常に激しく抑えたので、若者のところの非正規率がバアンと上がるのですが、労働市場の全体の構造も大きく変わるのはたぶんもうちょっとあとです。

伍賀 先ほどの「辞めたいのに辞められない」という状態に置かれた正社員の話に帰るのですが、4月26日のNHK「クローズアップ現代」は「会社が退職を許さない――急増、正社員の悲鳴」というタイトルでこの問題を取り上げていました。辞表を提出して出社しなかった労働者に対して会社が損害賠償請求するというケースや、失業給付をもらうために必要な離職票を会社が出してくれないとか、離職票の離職理由欄に懲戒解雇と記載するなどのいやがらせの事例などを紹介していました。損害賠償のケースでは、本人のせいで会社の業績が悪化したとこじつけ、また本人が離職届

を提出したあと休んでいる間、管理職が代わりに働いた分の給与を請求するというのです。

河添 ひどい会社のケースでは、後釜を見つけない限り辞めさせない。これはよくあるケースで、これは水商売系はほぼ確実にそうですが、賃金を払わない。締め日があってその翌月の支払いになっていますから、そのあいだに必ず後釜を見つけないと辞められなく、かつ賃金も払われない。必ず辞めるときには賃金未払いが発生するようになっており、辞めたあとに賃金を受け取りに行くのはなかなか勇気がいるような仕組みになっています。人を繋ぎ止めておくために賃金未払いを制度化している。そういう会社もけっこうあります。

後藤 しかし、労働市場がこの十数年で底が抜けたというか、目茶苦茶なものになって、どこから 巻き返すのかというのがなかなか見えてこない。

司会 すみません、素人的な質問ですが、なぜそんなに悪どい会社が増えてきたのか。それでやっていけるような仕組みにあるから、そういうひどいことをしているのでしょうが…。昔からそういう会社はありましたね。最初から首切るつもりでこき使うとかありましたが、かなりそれが広まってきた理由というのは?

伍賀 全体的な労働市場の悪化、底抜け状態がありますね。非正規率が4割に迫る勢いの根っこには、国際競争の激化を理由としたコスト競争があります。労働市場自体が国際化していますので、労働条件引き下げの圧力が日本にかかっている。それに新規採用の土俵自体も海外に広がっています。それから労働法制の規制緩和です。それらが非正規雇用のみならず正社員の働き方を悪化させる要因となっているのではないか。非正規雇用率と長時間労働する正社員の比率とは相関しています。

木下 日本的経営の終焉という点では、やはり、 年功的な人事制度が本格的に解体されつつあるの ではないかと思います。日本型成果主義人事制度 はいろいろなパターンがありますが、「ブラック 企業」のようなところでは年功的に賃金が上昇しないようになっています。正社員がいくら、店長になったらいくらという役割給や、ランクという刻みがある資格制度をとっているところでは、ランクでは賃金はシングルレイト、つまりそのランクにいるかぎり賃金は上がらないという仕組みになっています。年功的に賃金が上昇しない、だからひたすら働いて上のランクや役職につこうとすることになるのだと思います。

**伍賀** それと労働組合の規制力の後退が決定的だと思います。

**木下** それは結構大きいと思う。何をしてもかま わない状態になっている。

**伍賀** 職場のなかで仲間意識がかなり希薄化していることも大きい。

司会 日本の労働組合は企業組合だから自分の会社のことしか考えないが、外国だと、労働者が同じ職業・産業的な労働協約などで連帯感が日本よりあるという話を聞きますが。

木下 もちろん、企業別組合であることが問題であるのは言うまでもないのですが、さっき言ったような「日本海庄や」や「和民」の問題は、経営側がお互いに残業時間の引き上げを競っているようにみえます。それならば、せめて労働側は、外食産業の労働時間はせめてこのぐらいに規制すべきだというような労働組合の協議会ぐらいのようなものはできないのかなと思っています。

後藤 企業別の労働組合であっても、労働組合があるところはまだましなところの方が多いというぐらいの傾向ははっきり言ってあります。過労死を頻発しているような会社は労働組合もないところがやはり多い。

## ●日本型雇用の解体後の無規範 状態の拡大

後藤 労働規範というか、雇用規範というか、道徳・モラルのレベルまで含め、前は日本型雇用の世界があり、それが社会的にある程度できあがっていたと思います。それは法制度的にきちんとできているものでもなければ、労使協約できちんとできているものでもなくて、暗黙のものだった。それが崩れたあとに無規範状態になっている。

後藤 次の規範というものを企業の方も作れない。 年功制があるから人を育てられるわけで、だんだ ん上がるから。そうではなく、抜擢の成果主義の なかからそもそも人を育てるような仕組みではな い。

**木下** しかも企業を超えて、労働市場が円滑に動くシステムがないわけだから。とんでもない事態になっている。

## ●労働契約法と有期法制

司会 労働契約法というのは、従来の労働関係の 法律と比べてどういう評価をしたら良いのですか。

伍賀 いまの国会に上程されている労働契約法改 正法案、有期労働契約法制についてポイントを紹 介してコメントしたいと思います。法案には3つ ポイントがあります。第1点は、有期労働契約を 更新して通算で5年を超える場合、有期契約労働 者に無期契約に転換できる権利を与える。第2点 目は、有期契約労働者の雇い止めに関して解雇権 濫用法理(合理的理由がなければ解雇できない) の類推適用を明文化する。第3点目が、有期労働 契約を理由とした不合理な労働条件を禁じている ことです。日本ではこれまで有期契約労働を制限 したり、有期契約労働者を保護する法律がなかっ た。だから、半年や1年間という短期の労働契約 を何回も更新して、10年以上にもわたって使用す ることも野放しです。このような場合、労働者が 裁判に訴えれば、期間の定めのない労働契約とみ なされるということは最高裁の判決でも確定していますが、法律としては規制がなかった。有期労働を制限しようとしている点についてだけ言えば評価できるかもしれませんが、労働弁護団など多くの法律家が指摘しているように、今回の法案はあまりにも「副作用」が大きいと思います。

一つは、有期労働契約の「入り口規制」が設けられていないことです。労働契約は無期契約が基本であって、こういった場合に限って有期契約を締結してもよい、つまり合理的理由がある場合のみ有期労働契約でもかまわないという「入り口規制」が今回の法案にはない。

第2の問題点は、5年を超えて更新された場合の無期契約への転換権についてです。先ほども指摘されていましたが、使用者は無期契約にすることを避けたがる傾向にありますので、たとえば1年の労働契約を4回繰り返して、5年になる直前に雇い止めにする可能性が高いと思います。

第3にクーリング期間を設けていることです。 契約と契約との間に6カ月間を空ければ、過去の 有期労働契約は全部リセットされ、また一から使 っても良いということを法案の中で書き込んでい ます。実際のところ、こうした手法を使用者側に 奨励していることになる。

それから、労働法学者の西谷敏さんが指摘されていることですが、有期労働契約を結ぶ際に、使用者側が「次回の契約更新はしない」という不更新条項を付けているケースが増えています。今回の法案にはこれへの規制がない。1年の労働契約の更新の例で言いますと、4回目の契約更新時に、「次の更新はしない」という条件を付けた条項を契約に入れておく。労働者はこれを拒否すると年の時点で仕事がなくなりますから、仕方なしにサインをすると、「あなたは契約更新はないことに同意したのだから」ということになる。このような不更新条項について、今回の改正法案は触れていない。そうした欠陥があります。

それから、法案は無期契約への転換権が生じる時期を通算5年としているのですが、この「5年」という期間も長すぎるという指摘があります。5年間あれば使用者としては労働者を十分使い尽くすことができる。これが1年とか、2年であれば使い勝手が悪い。だからやはり延ばして欲しいと

考えている。使用者のなかには7年とか10年にして欲しいとの声もある。韓国は、非正規職保護法で有期契約を上限2年に限定しています。2年超えた場合は無期契約にするという規定です。日本の法案は5年ですから、5年あれば労働者を十分使い切れるので、その直前で雇止めにするおそれが高い。有期労働を規制しようとする点は、一応評価するとしても全体としてはやはりマイナス面が大きい。今回の法案を通すのはまずいと考えています。一歩前進という人がいるかも知れませんが、あまりにもマイナス面が大きい。

木下 一歩前進というのは。

**伍賀** 有期労働に関して何もない状態に対して、 とりあえず規制をしようという点だけは評価して 良いという考えからではないでしょうか。

後藤 OECDで半失業の指標をとるときは、非自発的な短時間労働という指標でとるんです。だから、本当はもっと長く働いて金を儲けたいのに、それができないからいまは半失業状態だという話なのです。日本は逆で、転職をしたい人の求職活動をやっている人の70数パーセントは43時間以上働いている。ヨーロッパ型の規制はまったく19世は効いていない。ほぼ白紙状態に近くて、19世期型の労働市場に近いところがある。これぐらい規制がないと、部分的な規制だけでは、かえって悪い方向に機能する場合があるということなんでしょう。

司会 失業率のパーセンテージが日本の場合は実態を反映していないと思いますが。無業などを広く含めるとどのくらいの数字になるのでしょうか。

後藤 無業の中でも本当は働きたいし、働く準備もあるという潜在失業があり、潜在失業と半失業、失業を合計すると、2009年で労働力の12.6%になり、日本は OECD 平均を上回っています。日本が低失業社会だというのは大昔の話です。それぞれの数字は OECD が発表しているものをとりあえず使いましたが。

## ●非正規問題と労働側の対応

司会 労働契約法改正にたいする労働組合の対応 をどうですか。

河添 連合や一部の労働法学者、一部の労働弁護士が、この法案を容認していることは問題だと考えています。全労連・MIC・全労協などの左派的な労働運動は、この法案を修正しないままでは容認できないという立場で「ゆうき連帯行動」というネットワークで運動を進めています。この法案では、有期雇用労働者の不安定雇用状態は、労働されない、むしろ問題が大きい。労働による大き者の西谷敏さんの表現を借りると、「廃案にしても惜しくはない」という法案だと思います。なんら規制のないままの状態に対して、有期雇用に規制をかけるという方向性そのものは間違っていないが、あまりにもこの法案では当初目的としたことが果たされない。

特に、実態との関係で当初、あまり議論されない、あるいは重視されなかったと思うのことの一つには、先ほどの短期の有期雇用でも実際には有期雇用でない人がたくさんいるということがあります。本来、有期雇用契約というものは、それは契約が切れたら辞めるというのが普通です。しかし、そもそもそうした目的ではなく有期雇用契約が使われる。実際上の内容はずっと働くことを予定されているのに有期雇用となっている人が相当な数でもともといる。これをどう規制するのかという問題が、今回の議論のなかに欠けていたため、実際裁判になったときに、当初どうするのかという狭い議論のされ方になったような気がします。

だから、労働弁護士や労働法学者のグループは、現状に一歩でも規制を加えるものになるのだということでむしろ評価する。ところが、使用者の側の対応としては、もともと有期雇用の規制がなかった、いつでも切れるという安心感のために有期雇用契約を結んでいるわけで、無期雇用になるというのは恐怖がある。

伍賀 いま河添さんがおっしゃったことに関連して厚生労働省の資料を紹介します。非正規労働者 数は去年の労働力調査で1756万人です。厚労省の

試算ではそのうち有期労働者が約1200万人、この中には契約社員・嘱託、パート・アルバイト、派遣社員も含まれています。

1200万人のうち、有期契約の1回当たりの契約期間が1年以下の人が85%です。しかし、勤続年数が通算5年を超えているのが29%、約3割です。10年を超えているのが12%です。ということは、もし今回の法律ができた場合、5年を超えている3割の人たちが雇止めになる恐れがあります。

後藤 非正規という言葉をどういうふうに定義するか、いつも困っていました。本来、有期雇用が非正規の一番大きなメルクマールなんだといってきたと思います。しかし、実際上有期雇用ではない非正規が山のようにあり、それがしかも労働時間も長いのにパートタイムと呼ばれていて、要するに身分としか言いようがない。

河添 有期雇用契約がいつから増えたかという話をこのあいだしていました。労働基準法改正で、労働条件明示書の交付が義務付けられたが80年代ですが、そのときに有期か無期かを選んで書くしかない。そのときに有期雇用が増えたのではないか。パートというのは、それまでは有期雇用というのをわざわざ明示しないで、けっこういい加減に雇用していた。

もちろん、非正規雇用なので、違法な解雇は頻発していたと思いますが、わざわざ有期雇用と明示しないで無期ということで契約した人は相当な数いたと思います。だから、形式的な有期雇用というのが、労働条件明示書を作るにあたって増えてきたというのが実態だと思います。本来の有期契約という形式をとっている、実際上はずっとその状況に置かれている人たちですね。

**後藤** 本来ならばは合理的な理由がある有期雇用 ということですね。

河添 そうです。ちゃんと明示されていて、当事者同士が合意されている有期雇用。

**伍賀** 仕事自身も有期だということですね。

河添 というか、仕事自体が有期だから有期雇用となるのは本来の合理的な理由であるのはもちろんです。それに加えて、実際にはたくさんある期間の定めのない雇用に近いような有期雇用契約の繰り返し更新の状態をどう規制するのかが、もうひとつ有期雇用の規制においては重要なのではしないかということです。いま私がここで問題にしたいのは、当事者どうしが有期雇用であるということです。3カ月後には自分の仕事がなくなるということを前提に契約を結んでいるのか、全然意味が違う。

後藤 合理的な理由ではなくても次々に同じ仕事を持続し、契約を取っ替えやっているが、本人も雇う側も「3カ月きりね」とやる。実態としてはそれは成立しますよ。

河添 はい。そういう合意が曖昧なままに実際続いている。

後藤 だから、日本型雇用に対応したタイプの非正規を根こそぎにする効果を持つのではないでしょうか。日本型雇用に対応した非正規、つまり日本型雇用が崩れたあとの非正規と、日本型雇用に対応した非正規というのは、やはり存在の仕方が違う。有期と無期の区分があいまいでかつ非正規でいつでも首を切れる、非常にはっきりした身分差があったわけでしょう。

木下 それが日本型雇用に対応した非正規で、「呼 称パート」と呼ばれている身分としての非正規雇 用ですね。

後藤 それがこの有期法制が通るとある意味で近代化されるというか…近代化というのは変ですが。 最終的には、実態としては身分化は変わらないと思います。契約の形式をとったものに変わって、 日本型に対応した部分が削り取られるのではないかという感じがします。

木下 無期雇用の非正規雇用がいたわけだ、日本

型の終身雇用と一体的な関係で。

後藤 だと思う。それを意図したものかどうか分からないが、結果としてそれを削り取る役割になるのではないかな、この法案が通ったら。

河添 そうですね。これはどこが主導して、何の 意味があるのかよく分からないところもあります。 結果的にはそうした効果を持つのではないかと思 うのです。

韓国の方ははっきりした規制があります。韓国も入り口規制がなく、2年をもって、2年を超過した分については強制的に転換させるという法律です。韓国の場合は、3分の1が無期転換をしていて、3分の1が雇い止めになっている。これをめぐって評価が分かれているようです。この間、韓国に行って労働問題研究者のウン・スミさんにお会いしてお話をしたときに彼女は評価する。一方で韓国非正規労働センターで聞いたら、非正規センターの人たちはそうはいわない。むしろ、切られている人が相当出てきているのではないかというのです。なかなかデータの読み方が難しくて、うまく効果があるとも、効果がないともいいにくいような、意見が割れているようでした。

日本の状況からすると、先ほどいったようなシ ャノアールのケースからしても、こうしたものが 相当増えるのではないかなとは思います。したが って、運動的にはそういったものをとにかく、一 つ一つ、シャノアールの団交でやっているように 跳ね返していきたいと思います。しかし有期雇用 そのもの、つまり有期雇用契約を結ぶ入り口の規 制がない状況のもとでは、どういう内容の契約を 結ぼうが自由なので、4年を上限とすると決める のは問題がないわけです。契約が5年を超えたと きに労働者から申し出があったときに、期間の定 めのない雇用に変えないといけないことを法律で 決めてしまうと、シャノアールのような形式とい うのはすごく増えてくると思います。特に比較的 単純な熟練で可能な業種のところではそういった ものが多発する。

**木下** だから、4年有期雇用を大量生産するのではないのでしょうか。

河添 そうですね。4年11カ月。

木下 有期雇用法というのは、うがった見方をすれば、労働者派遣法の改正問題と絡んでいて、経営側にとって派遣が使い勝手が悪くなってきたから、4年有期雇用をもってきたということになります。これだと使いやすくなる。直接雇用は人事面で面倒くさいけど。

伍賀 私が懸念しているのは、今回の有期労働契約法案が成立した場合、正社員の採用をこれまで以上におさえて、大卒新卒者の場合も有期労働契約で採用する。4年間とか、4年半とかの期間を事実上の試用期間として活用するような事態です。そこで若者をふるいにかけて条件に適った人だけを無期雇用に転換することになる可能性を恐れています。

河添 その可能性は高いと思いますね。たとえば 雇用期間の定めのない正社員で雇用したときに4 年間の長期にわたって試用期間としたならば違法 になる可能性が高いわけです。これを有期雇用契 約でやってしまえば違法でもなんでもなく、実質 的に長期の試用期間として運用ができてしまいま す。

実際にそれに近いような運用はいろんなところに出ています。たとえば、サンマルクカフェという喫茶チェーンがあります。本社は岡山にありますが、あそこの会社は正社員を募集するときに、応募してきた人に最初は有期雇用契約を結ばせる。何カ月か忘れましたが…。それはそのあいだに現場で働かせて、できる労働者・できない労働者を見て、それでできる労働者だけを選んで正規雇用契約を結ぶ。本人ときちんと有期雇用の契約書を結んでいますから、裁判になると労働者側にきびしいという事案です。こういったものを大量に運用していく可能性がある。

ユニクロがそれに近いことを始めています。ユニクロが大学生を正社員登用ありのパート労働者として雇っています。地域限定もやっていますが、学生をパートで学生アルバイトのときから使い、そのなかから正社員登用をすると謳っています。

木下 ユニクロの地域限定正社員というのは、新規採用でその正社員の採用はしない。パートやアルバイトで、先ほどのランク制の刻みを上がって経験をつんだものに限定しています。それと、普通の正社員は、河添さんの言った学生アルバイトから登用するということをしています。ユニクロは正社員は大学卒しか採用していません。

河添 ユニクロが学生を早期に雇うということを、 すごく良い企業だと世間では言う人たちもいます。 しかしながら、あれは相当ひどいと思います。学 生のうちから企業に縛ることができる。試験があ ろうが大学の授業があろうが、仕事を優先にして おけば評価が上がって、そこの正社員になれるか も知れないという話になりますから一生懸命働く。 しかし、そのなかでふるいにかけられますから、 最終的に採用されずに切られても文句を言えない。 しかも有期雇用ですから、契約期間満了で切って も何の違法性もない。これが一般化するのだと思 います。モノを言わない従順で長時間・過密労働 にも耐える学生アルバイトを大量に確保すること が可能になります。これからの労働市場の全体が、 学校を卒業して最初に働くときには有期雇用とい うことになります。企業側は、そこで働きぶりや 企業への忠誠だとか、そういったものを見る。あ るいは長時間労働で壊れないかとか、あるいは残 業払えと文句を言わないとか、有給休暇をよこせ と言わないとか、そういうふうに権利を主張しな いかを見る。有期雇用の一番の隠れたポイントは、 労働者が権利主張が非常にしにくいことにありま す。、権利主張をしない人をセレクトすることを さらに強めることが有期雇用の拡大によって可能 になります。

司会 有期雇用というのは、社会保険や失業保険には加入できるのでしょうか。

後藤 労働時間によりますが、原則は加入です。

**木下** 4年間有期雇用というのは、準社員のようなあつかいになるのではないでしょうか。5年目に正社員にするというニンジンをぶら下げますが、

実際には、4年11ヶ月で契約更新をしなければ解雇同然です。その間は、会社の仕事も慣れるでしょうし、使い勝手もよい。残業を正社員並に強制できるし、がんがん使う、使い切ってうつになろうがしらない。4年間で使い切って、あとは捨てる。

**河添** 問題はそれを狙って、この法案が出ている という、読み方で正しいのかどうか。

最近の有期法制だけではなくパートの社会保険加入も、ある意味では運動の側の「あまりにもひどいよね」という話に押されて、いろんな話が始まっているところもあるではないですか。有期法制もそうです。それがいろんな力関係のなかで出来上がってくると、より個人的な契約関係に解消して、新自由主義的な圧力の跋扈を許すようなかたちに結果としては出来上がってくるという。しかし、スタートがスタートだったものだから、期待を寄せる人たちもかなり残っているという状況です。かなりの場面がそれでいま動いていますね。

司会 最初の労働契約法が出来たときに、もっと 反対すべきだったのではないですか。

河添 あのときは、判例の内容を法制化したので、 それほど問題がないと考えられていました。就業 規則で一方的に労働条件を変更できるという論点 が反対の論拠になっていて、その点は問題でした が。

後藤 私は社会保険の拡大の問題にふれたいと思います。いろいろな運動のなかで意見が錯綜している感じがするのですが、本質的なところは、短い時間の人たちに社会保険を広げる場合、当然低所得なのに社会保険料を払わせることになるわけですから、どうやって低所得の人たちに払える社会保険料のシステムを作るかという話が本質的なはずです。強制保険なのですから。場合によるなは、代替拠出であるとか、一定の所得以下の場合には保険料率を下げるなど、そうしたことを正面から議論しないと社会保険としての意味がないです。それをほとんどやらないでいるでしょう。やらないまま、広げる・広げないの議論だけをやっ

ているから話がすごく狂っている。社会保障の大 原則を踏まえないまま議論されているので、話が こんがらがっているなという気がする。

河添 そういう意味では、どういう労働市場を作るのか、どういう原則をもつのか、あるいは社会保険の問題も原則的な方向性がまずはっきりしないで議論が混乱しているように思います。個別をな利害対立そのものが、社会保険制度そのものを広げるべきではないという話にカッと怒ってなって批判しているのも、ちょっとおかしな批判になっていきます。そこはすごく必要だなと思います。派遣法のときも、結局、派遣法一点突破で運動をやったことが、果たして今からみてどうだったのかというところは反省しなければいけないところなのかも知れません。

**木下** 派遣法の一点突破は間違いだったと思います。日本の外部労働市場をどのように整備していくかという戦略的な発想がかけていたからです。

司会 今回、そういう問題が起きませんか。実際 のひどい労働条件が問題であり、有期・無期その ものはそれほど大きな原因とはならないとはいえ ませんか。

**木下** やはり、有期・無期が大きな原因なんですよ。

司会 それは派遣法でも同じですね。

伍賀 おっしゃったように有期・無期の問題は大事なことではあります。しかし、それだけではなく、先に議論になったような正社員を長時間労働で使い捨てるような点も考えなくてはいけない。いま過労死防止基本法制定の運動が始まっていますが、ああいった運動とセットにしてやっていくという視点、トータルで労働市場をみていくことが大事だと思います。

司会 正規の人も大変だし、非正規の人も大変だという共通の大変さがあるのでしょうね。

河添 非正規をなぜ使いやすいか。安上がりに使える状況があるのが非常に問題です。だから、均等待遇原則をどれだけいろんな法制度のなかに入れていくのか、どれだけ入れられるのか、そこことを大きな議論をするときには必ず意識しないと。

有期雇用は制限の仕方としては、先ほど伍賀さ んからお話があったように、有期の仕事だけに有 期の契約をしていくよう制限をしないと、つまり 入り口の規制をしていかないと規制のしようがな い。なぜ有期雇用をそうしないといけないかとい うと、やはり先の見通しが立たないからです。先 の見通しが立つというのは重要ことです。仕事を 辞めて変わるということはそれ自体自由であるべ きです。その本人の意思で辞めたいときに辞めて 別のところに移れば良いし、それから企業の側だ ってきちんとした理由があれば解雇することがで きるわけです。そのあとの失業時の所得の保障は どういうふうに作っていくのか、あるいは組み立 てていくのかという議論は別途にとるべきだと思 います。いまの日本の有期雇用の無限定さという のは問題です。今回の規制の話の出発点はそれと まったく同じです。実際に労働政策審議会の議論 では、入り口規制の議論が連合からも出していま した。また連合側が出していたことも、2年でし たか、3年でしたか、という話があったわけで当 初は短かったのです。

それが、連合側の主張が全部通ればそこそこ良い規制だったのは間違いないです。しかし、では連合側が抵抗したのかという話になります。実際には非常に小さな労働政策審議会の場だけでの話が進んでいた。実際の当事者というのは、1000万人以上いる当事者のところで何か大きな議論を提起し、議論するということはなかった。労働市場全体に与える影響ですから全労働者の問題なわけです。日本で働いているすべての人に影響する問題なのですが、議論を起こしながら改正の議論をするようになっていない。そこが一番当事者が置いてきぼりの問題があるのではないかと思います。

司会 最後に一言ずつ皆さんからお願いします。

後藤 やはり失業時保障の問題は、労働市場をま ともに建て直していくうえで本質的だと改めて思 います。それに加え、社会保障と良質な雇用のセットで生活していくのだという話をいろいろな話にきちんと適用していかないと、――出発点で理念と原則をもっと旺盛に議論しないと――、運動に沿っていくといつの間にか議論がズレて話がおかしくなる。そうしたことをこのあいだずっと繰り返している。その意味では福祉国家型の労働市場のあり方、それに対応した社会保障という議論を、いくら先が遠くて大変なことであってもやっぱり真面目にやるしかないんだなと改めて思います。

伍賀 私もまったく同感です。フルタイム働けば結婚でき、家族ももつことができる、失業しても食べていける、そのような社会をつくる必要があることをわれわれ世代がもっと若い人たちに向かってアピールしていかないといけないなと感じています。学生たちに雇用や労働市場の現実の話をすると、どうも学生は冷めてしまう。リアルな話をすると同時に、どうすれば雇用・労働市場を転換することができるかという展望を語る必要があることを痛感します。

河添 まったくお二人と同感です。後藤さんがいわれたように、理念と原則がないために議論そのものが、現状の力関係の中でしかおこなわれていない。当然、さまざまな事柄を含む政策ですから、いま運動をどんなに一生懸命やってもある力関係のなかでしか決まらない。だから、なんらかの譲歩は必要になってくるのは事実です。ただ、譲歩をするときの理念や原則というものが、運動の側に十分にないのではないか。なぜそうなっているかというと、こういう方向を目指すのだということが曖昧だからではないか。運動のなかのさまざまな議論のなかで、非常に弱くなっているのはそこらへんなのかなと思っています。

もう一つは、そういった議論をする場が開かれていない。開かれたかたちで多くの人が分かるように議論をすること。とくに当事者の人たちがそれを理解し、運動に参加してくれるような運動のつくり方も含めて考え直さないといけないのではないかと思います。

いま、ウォール街占拠運動(オキュパイ運動)

がニューヨークから始まって全米に広がっています。今年の4月初めから5月初旬にかけて、シカゴのオキュパイパイシカゴの運動に少しだけ参加することができました。彼らがいまやっているのは、精神科のクリニックの廃止に反対する運動です。その会議も、精神科のクリニックの前の空き地のにビニールシートを敷いて、外でやっていました。公共サービスが切り崩されていくことが地域社会にどういった問題が起こるのかを話し合っていました。その会議には、だれでも参加できるようになっていますから、私たちも一参加者として議論に参加することができます。

地域コミュニティで起こっていることを自分たちの問題であると、だれもが参加しながら認識できるような議論の場そのものをつくっていくことが運動化されていることに非常に感銘を受けました。非正規労働者が実際の労働現場だけではなく、労働運動の中にも居場所を見つけにくいという状況そのものを変えていくことも需要な課題として存在していると思っています。

こうした誰もが参加できるような議論の仕方や、 私たち運動側が十分作りきれていないところも今 後の課題なのかなと思っています。

木下 先ほどの過労死が若年に拡がっているという話をしましたが、根本的にはメンバーシップ型からジョブ雇用契約に、日本の労働社会を変えていくことを目指すべきだと思います。ジョブ型契約は、自分の仕事の範囲が限定的であり、労働時間と賃金もセットされた雇用契約です。ヨーロッパの場合には労働時間と賃金は企業を超えた産業別労働協約によって決められてしまっています。日本はそうではないメンバーシップ契約であることを濱口さんも強調されていますが、重要な指摘です。

根本的なことなので、長期間の課題ということになるのでしょうが、最近は、そうでないことから生じる社会問題の深刻さを、もっと労働運動は知るべきだと感じています。あの中高年フリーターから発生する問題は、正社員と非正社員との均等待遇が実現しない、つまりジョブ型労働市場でないことからきています。また、若者が過労死するような過酷な働かせ方は、経営側による絶大な

人事権と専断的指揮命令権からきています。それ は経営者のフリーハンドを制約するジョブ型雇用 契約でないところからきています。つまりジョブ 型労働市場の形成を福祉国家の確立とセットにし て押し出していく必要があると思います。

したがって、派遣法の問題は、この労働市場戦略がなかったところに大きな問題があったと思います。ジョブ型労働市場を長期的にどのように展望するのかということが土台にあって、その上にさまざまな有期雇用という労働市場の需給システムをどのように規制するのか、そして、その上に具体的に労働者派遣法をどのように改正すべきな

のか、このような三層構造の問題としてとらえられるべきだったと思います。

だから、そうすれば、労働者派遣法の改正問題と、職業高校の統廃合や雇用保険の問題などを同じ次元で考えることができるようになると思います。雇用・労働市場の現実は実に多くの課題があります。それらを戦略的に位置づけることによって連携し合い、少しずつ前進していくことができるのだと思います。

司会 本日は、多岐にわたるお話をいただきあり がとうございました。

## 朝日訴訟と結合権

## 岩間 一雄

朝日茂が、後に「人間裁判」と呼ばれることになる訴訟に踏み切るきっかけが、兄が送ってくれた1500円が朝日の期待に反して、日用品費その他のなんの改善をももたらさなかったことであることはよく知られた事実である。だが、彼が日本国を相手取って訴訟を起こす前提として、彼の中に人間の尊厳、人間の権利についての、大きな思想的展開が存したことを、私たちはともすれば見落としがちであるが、知らなければなるまい。

戦時中の朝日の思想が、「生長の家」レベルの 運命甘受の思想であり、戦後岡山の国立結核療養 所に入所して以降も、横暴な事務局長の振る舞い に対して何も言えずにいるといった状態であった。 その朝日に思想的な転回をもたらした存在こそ、 堺好明という人物であった。彼は、朝日に対して、 人間の尊厳、人間の権利を彼自身の行動を通じて、 開示した。横暴な事務局長も無力な療養者朝日も また、一個の人間であるという点において、何ら 選ぶところのない権利主体だという思想は、朝日 に対して天啓のようなひらめきであった。彼は「生 存権」思想に目覚めたのであった。

朝日訴訟第1審が輝かしい勝訴であったことは、今日では周知されている。「最低限度の水準は、決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配するべきものである。」との判示が、憲法25条の生存権規定に対して、単なる「プログラム規定」というを超えた現実性具体性を与えるものであることはいうまでもない。むろんそれが司法判断として確定されたわけではないけれども、それは、当時の高度経済成長の波におされて、現実化されていった。

「裁判には負けたけれども、生活保護基準は提訴以来10次にわたって改訂引き上げが行われました」(療和会昭和42年度定期大会報告議案書―遺品コード:1179<sup>1)</sup>)とあるように、1967年、朝日

没後3年の間に10回にもわたって、生活保護基準は、「健康で文化的な最低水準」をめざして引き上げられてきた。それが、日本の生活保護を含めた社会福祉の水準を決めてきたことも否定できない。憲法25条「生存権」は、日本において、決して単なる「プログラム規定」でもなければ「絵に描いた餅」でもない。ちなみに、2006年では、地域によって多少の違いはあるけれども、実に日用品費は、朝日訴訟当時月額600円であったものが、23.410円(冬期1000円加算)となっているのだ。

こうした日本の社会保障の水準を決定したものとして、朝日訴訟が決定的といっていい意味を持っている。そして、朝日訴訟がそのような国民的な大運動となりえたのは、他でも触れたが、朝日をはじめとする訴訟当事者のきわめて賢明な判断のおかげである。その一つは、すでに紹介した浅沼判決そのものである。「最低限度の水準」をどう決めるかが国の予算編成を「指導支配」する根本原理だと喝破した浅沼判決そのものが実質的に国民の支持を得て来たのだ。朝日訴訟を敗訴に追いやった高裁判決、最高裁判決が、あまりにも見えすいた政治判断であったこともむしろ浅沼判決の実質的な正当性を際だたせているといえるだろう。

二つ目として、プラス・スパイラルの追求である。朝日茂の手記『人間裁判』は、朝日のところへ届けられた誹謗中傷ともいうべき「天のばちが不治の病を与えたのよ」と朝日を罵る投書を引用している。それに対する朝日の対応は、水際だった冷静さを保っている。曰く、弱いもの同士が足を引っ張るのは止めよう。生活保護基準が上がれば、最低賃金が上がる、最低賃金が上がれば、国民の生活水準が上がる、そのようなプラス・スパイラルを作り出していこうというのである。

三つ目として、私は朝日の中にある「小異を捨

<sup>1</sup> 朝日訴訟の会が整理している朝日資料関係資料の登録番号。以下同じ。

てて大同につく」といういわば大同主義をあげたい。朝日の大同主義は、いろいろなところに姿を現している。一つは、朝日訴訟とは、朝日茂一個の問題でないことを分かってもらおうとする努力の中に強く表現されている。朝日の目的とするところは、生存権の確立を通して日本国民全体の生活水準を向上させるというにあった。そうした大きな目的は、決して朝日一個だけの問題でないというのである。それを理解してもらうために、朝日は、朝日訴訟を守る会を通じて、それが「あなた自身のどういう問題とどう関連しているか」を、繰り返し問いかけている。

また、岡山の「まもる会ニュース No.1|(遺品 コード:795)には、まもる会を組織するという ことは、「特定の政党へ引き入れよう」という意 図があってのことではないかという意見を掲載し、 あわせて「守る会がある政党の工作であるという のは思い過ごしだと思います | という意見を締め くくりの位置に採録している。こうした処理の仕 方の中にも、朝日(とその意向を受けたもの)の 細心の配慮を感じる。また、1962年2月の「岡山 県療養者友の会第六回定期大会について | (遺品 コード1167-19) は、岡山県の友の会を「日本患 者同盟岡山県支部 に改組しようとする議案が、 混乱に混乱を重ねて流会になってしまう件につい ての事後処理案である。事後処理を主導するのが 朝日の意を受けた小野範昭であり、その事後処理 案の主眼は、「会員一人一人の政治的主張への配 慮」というに尽きる。その年の4月の「療和新聞 140号 | (遺品コード1167-19) には、「宗教だよ り」のコラムに創価学会と天理教の王山ブロック の記事が掲載されている。そのあたりに、朝日の 繊細なまでの政治的思想的差異の尊重と「国民生 活向上」という大きな目的へ向けての執念にも似 た意欲を感じるのである。

以上に述べた三点こそが、朝日訴訟運動成功の

ポイントであり、私たちが朝日訴訟から学び受け 継がなければならない点がそこに凝縮されている。 今は第二の朝日訴訟の時代といわれているが、こ の継承すべき三点が、悉くなし崩し的に失われて いこうとしているようにさえ思われる。ソ連の崩 壊、社会党の消滅とは、朝日訴訟の背景を成した 内外の政治環境を一変させてしまった。むろんソ 連や日本の左翼政党に問題がなかったというわけ ではない。しかし、その存在は「自由主義」世界 に対してある種の緊張感を強いてきたのだが、そ の消滅によってそれが失われてしまったというの である。世界は、新自由主義の主導下におかれ「投 資資本主義」が世界を席巻しようとしている。

「自己責任」論の浸透は私たちの世界を大きく左右している。あの生活保護費についての母子加算と老齢加算との処理に関して今や生まれようとしている決定的な明暗に「自己責任」論が作用しているという観測がある。母子加算の対象たるべき「幼児」にはまだ「自己責任」は発生していないが、老齢加算の対象たるべき老人は、まさに「自己責任」の結果として、生活保護の対象となっているというのである。私には、こうした思考が、二つの処理の根底に存在するという観測を否定しきれない。そこまで、「自己責任」論は、私たちに大きな力を発揮しているように思われてならないのだ。

追記:私が朝日訴訟の精神をいくらかでも感得したとすれば、それは朝日訴訟関連資料の整理作業を通じてであった。特定非営利活動法人いのちとくらしは、実に3年の長きにわたって朝日訴訟の会を支援されたことを特記し、深甚の謝意表したい。

(いわま かずお、NPO 法人朝日訴訟の会理事長、岡山大学名誉教授)

# ギリシャの医療制度と社会的経済

石塚 秀雄

## ●公的医療制度と労働形態

目下、「ギリシャ危機」が取りざたされている ギリシャは面積13万平方キロメートル、人口1000 万人、海に囲まれ、陸地はアルバニア、マケドニ ア、ブルガリア、トルコと国境を接している。現 在のギリシャの金融債務危機は日本と類似点を指 摘される場合もあるが、国内の社会政策はどのよ うになっているのであろうか。

ギリシャの GDP は2007年まではそれほど悪く はないというより良好であった。2006年5.5%、 2007年3.0%、2008年-0.2%、2009年-3.2%、 2010年-3.5%である。ギリシャの危機は国内経 済の危機というより、グローバルな金融市場から の影響が大きいと思われる。政府の財政収支赤字 は、2009年度に-23%と最高値を示し、2011年度 は-14%である。統計を見る限り2009年度が最悪 だったと思われる。日本の半分赤字財政と比べる どうであろうか。ギリシャは雇用や失業率も EU の中で良くもないが悪くもない数値を示してきた。 いわゆるギリシャは公務員が多すぎる、5人に1 人だという批判も正鵠を射ているとはいえない。 その非難はおそらく労働統計(表)の中での区分 の「行政・公益」という項目の数字を根拠にして いると思われるが、とりあえず「行政・公益」と 訳したが、その労働区分の中には医療や社会サー ビスなどに従事する現業の勤労者も含まれている。 これはギリシャの医療制度が普遍主義的な制度で 公的医療を基礎にしているためと思われる。

2010年の地方選挙により、地方政府に分権化が 部分的に進められ、医療制度においては第一次医療の公的医療としての充実が図られた。公的医療 制度における公的医療機関とは、必ずしも公立病 院といった公立医療機関をさすものではない。あ くまでも公的医療制度と契約をしている医療機関 であり、医師個人である。医師の一部はプライマ リイケアに携わり、半分は公的病院勤務医であっ たりする。ギリシャの労働者区分概念では、いわ ゆる日本の「公務員」という概念で公的労働者の すべてを包摂することは妥当ではない。日本では 1970年代に、芝田進午氏をはじめとして、「公務 労働論 | が展開されたが、これにともない公務員 は労働者か否かという議論もあった。現在、公務 労働に従事する勤労者が「公務員」である比率は 徐々に低下し、非公務員の数が増加しつつある。 この点で、公務員削減議論には見落としがあると 思われる。実体は「公的セクター労働者」として 全体を捉えるしかなくなりつつあると思われる。 ギリシャの場合も、公的医療制度に従事する「民 間労働者」という部分が多く存在する。また医療 と関連する介護・障害者などを対象とした社会サ ービス分野は公立施設にくわえ、非営利の供給機 関の制度的な導入を進めている。1999年に社会的 協同組合法(所管健康省)を制定して、社会サー ビス分野での拡充を進めている。また2010年の社 会的企業(市民非営利会社)の法制度化(民法改 正第741条)を作り、地域での介護事業も含まれ ている。これらは EU の社会政策と連動したもの である。余談であるが、社会政策の医療政策の面 から見ると、ギリシャがユーロを離脱するという ことは、あまり現実的とは思われない。

## ●ギリシャの労働力

ギリシャの官庁統計はあまり整備されているとはいえない。あくまでも参考値とみなすべきであろう。ギリシャの医療労働人口統計は統計上どこに区分されているかといえば、主として「行政・公益」の中に含まれると考えられる。また、第一次産業の比率が日本などと比べる高いし、またい

わゆる自営業の比率も高い(日本の統計では近年、 自営業が急速に減少し、勤労者の多くが賃金労働 者になっている)。このことは労働市場問題ある いは雇用問題を考える上で留意しておく必要があ

ろう。いわゆる失業とは賃金労働者・被雇用者に おける数字であるからである。ギリシャでは統計 上把握されない数字があるように思われる。

表1 ギリシャの雇用人口

分野	2011年			2008年			
	全体	全体比	被用者	全体	全体比	被用者	
農水	511,642	11.6%	77,370	529, 442	10.7%	80,677	
工業	470,544	10.6%	360,089	568,706	11.8%	438,033	
建設	255, 155	5.8%	164,524	386, 317	8.0%	261,130	
商業サービス	1, 422, 182	32.1%	820,000	1,533,113	31.6%	904,322	
情報	73, 736	1.7%	62,236	82,861	1.7%	70,640	
金融保険	108,730	2.5%	98,415	114, 386	2.4%	103,755	
不動産	3,545	0.1%	1,833	5,006	0.1%	2,018	
科学技術	330, 432	7.5%	188,551	340,724	7.0%	197,689	
行政・公益	952, 758	21.5%	884,851	973,817	20.1%	911,538	
余暇・芸能	296, 310	6.7%	231,673	312,026	6.4%	233, 365	
合計	4, 425, 034	100.0%	2,889,452	4,846,398	100.0%	3, 203, 156	

出所:ギリシャ統計局資料にもとづく、

注:医療・社会保障などの従事者は「行政・公益」分野に入る。

## ●社会保険制度

ギリシャの医療制度である国民保健制度 (ESY. NHS) は、1983年に確立した基本的に医療費無料 の普遍主義に基づく制度である。これは社会保険 制度で支えているという点で日本の国民皆保険制 度と類似した点もある。第一次医療は地域の診療 所が行い、第二次医療の担い手の病院は公立病院、 営利病院、社会保険病院の三種類の医療機関が社 会保険基金と契約を行い、医療サービスを提供す る。地域的にはアテネ地域に102病院と全体の1 /3が集中している。社会保険制度は、勤労者社 会保険制度(IKA)が人口の50%をカバーしてい る。ここには事業主、従業員が加入し家族にもサ ービスを提供する。農村社会保険制度 (OGA) は人口の25%をカバーしている。自営業社会保険 (OAEE) が人口の13%をカバーしている。OAEE には専門職などの社会保険基金も所属している。 社会保険基金は職能別に全体で32ほど存在する。

近年の経済危機により従来の公的医療制度の無

料、サービスの質があまり高くない、ウェイティングタイムが長いという長短所の問題点が顕在化しており、医療制度改革が必至とされている。この2年で政府の公的医療支出は13%のカットを行っている。

また、公的医療制度外の民間医療機関も併存しており、より良質・アクセスのよい民間医療機関を利用する人口も多い。しかし、経済危機により、より高額費用の民間医療機関の利用数は減少しつつあるといわれる。

## ●ギリシャの社会的経済

ギリシャでは非営利組織や協同組合に関する法制は比較的整備されている。非営利・協同運動自体は1930年代からあり、最初の非営利組織法は1931年に制定されたが、一連の非営利・協同法の制定は1980年代前後以降からである。これらはEUの非営利・協同関連の法制度化と合わせて進められた。それに伴いギリシャはEUの社会基金

などの支援を多く受けてきた。ギリシャは市場社 会化ではなく、非営利・協同社会化をそれなりに 近年進めてきたといえる。その流れを逆行させる ことは難しいと思われる。ギリシャ地方自治体連 合会は社会的経済センターと協働して社会サービ ス分野の事業を推進している。健康省は社会的協 同組合と障害者雇用政策を実施している。行政と 社会的経済セクターとの協働が雇用や社会サービスなどの分野で強化されつつある。

ギリシャの政治情勢は予断を評さないが、少なくとも現行の国民医療保険制度が解体したり、いわゆる「公務員」の急激な削減ということも起らないと思われる。ギリシャ危機は国外(対外)問題としてきびしく進行していくのであろう。

表 2 ギリシャの医師数(2010年)

種類	専門医	一般医	医師小計	歯科医	合計
人数	41,628	27,637	69, 265	14,661	83,976

出所:ギリシャ統計局にもとづく

表 3 病院数、ベッド数、勤務医数、看護師数(2009年)

病院	ベッド数	医師数	看護師数	
313	54,704	27,386人	37,905人	
軍病院は除く			大卒1,110人	

出所:ギリシャ統計局資料に基づく

### 表 4 医療機関の種類(2010年)

	公的病院	民間病院	民間診療所	病院合計	保健センター		
施設数	142	5	166	313	191		
ベッド数	38,115	1,465	15,124	54,704	1,004		
NHS 制度(社会保険)適用	0	×	0		0		

出所●ギリシャ統計局資料に基づく

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

# 18 喪失と閉塞の時代

野村 拓

## 86. ゆとりとクッションの喪失

### ―コンクリートの巣箱の中で―

マンションのルーツを歴史的にさかのぼれは、ドイツ、クルップ社の「社宅」あたりにたどりつくのではないだろうか。つまり、現役労働者のために機能的に設計された住居ということであり、この機能は会社機能であって家庭機能ではない。 『小児病院』

☆Alan D. Woolf 他編: The Children's Hospital -Guide to Your Children's Health and Development. (2001) Merloyd Lawrence.

には、マンションの図面に、乳幼児の安全のためにチェックするべき30箇所がしめされている。電源、ガス器具その他いろいろである。母親が仕事を持っていれば、毎日、30箇所を点検しながら子育てをし、家事をこなすのはむずかしいから、ベビーシッターを雇い、留守中にベビーシッターが子どもを虐待しないように監視カメラを設け……という具合で、現代人の消費の中身は、むかしならタダで済んだものが多い。その上

『シック・ビルディング・シンドローム』

☆David C. Straus 編: Sick Building Syndrome. (2004) Elsevier.

に見られるような塗料、有機溶剤、アスベストに よる中毒の危険性もある。最近、出された 『刑務所の保健』

☆WHO ヨーロッパ支部:Health in Prisons. (2007) WHO ヨーロッパ支部

は、監視カメラつきの建造物における健康問題を 取り上げたものといえる。

人口動態統計の死因大分類には「不慮の事故に

よる死亡」という分類項目がある。老人の場合は 交通事故死が多かったが、近年は「墜落死」が増 えつつある。

アメリカでは「ナーシングホームにおける墜落 死」をテーマにした修士論文などが目につくが、 家庭機能の衰退から老人をナーシングホームにい れ、そこで墜落死というわけである。

また、他方で高層化されたマンションの窓から 地上を眺め、地上の出来事に無関心、無感動の情 緒障害、発達障害の子どもが増えているのではな いか。子どもは足の裏に地べたを感じることので きるような環境で、老人は垂れ流しても畑のこや しになるようなところで暮らすべきではないだろ うか。これらの事柄を、家庭生活の変貌という視 点でとらえた本に

『20世紀アメリカの家族生活』

☆Marilyn Coleman:Family Life in 20th=Century America. (2007) Greenwood Press.

『堅実コースの母親学』

☆Mary Ann Mason 他: Mothers on the Fast Track. (2007) Oxford Univ. Press. などがある。

かって、看護業務の一部として「授乳コンサルタント」の仕事をまとめた大冊の本が出たときには驚いたが、世代間の断絶によって、一から「母親学」を教えなければならない時代のようである。

## 87. もがきと暴力

## ―そして虐待―

閉塞状況という言葉がいつごろから使われるようになったのか。少なくとも「山の彼方の空遠く /幸い住むと人のいう」というカール・ブッセの 詩が好まれた時代は閉塞状況ではなかったろう。 山のむこうには未知の世界があったからである。

毎日、気象衛星が地球上の雲の動きを映し、この小さな惑星に65億人がひしめきあって生きていることを知れば、やはり閉塞状況を意識せざるをえない。そのうえ、住む世界の狭さに比べてやたら多い情報量、有効な情報は少ないのに情報全体に目くばりしなければ脱落するおそれのある競争社会、ブースのなかでディスプレイと向き合う閉塞感、「ゆとり」も「あそび」も敗者につながるという恐怖感、多くの人たちが小さな箱の中でもがいている状況、これはやはり閉塞状況というべきだろう。

かつて暴力とか虐待とかは刑務所、軍隊、学校の寄宿舎や合宿、相撲部屋などの閉鎖的環境でよく見られたが、閉塞状況の進行とともに家庭内でも起きるようになった。以前から出されているレイプ、性暴力に関する本に加えて家庭内暴力(Domestic Violence)の本が多く出されるようになったのは、21世紀に入ってからではないか。

### 『家庭内暴力』

☆Karel Kunst-Swanger 他: Violence in the Home. (2003) Oxford Univ. Press.

は総論的なものだが、ナーシングホームにおいて 入所者が受けたレイプもとりあげている。

『子どもを家庭内暴力から守る』

☆Peter G. Jaffe 他編: Protecting Children from Domestic Violence. (2004) The Guilford Press.

『衝撃-子どもと家庭内暴力』

☆Marianne Hester 他: Making an Impact-Chidren and Domestic Violence. (2007) Jessica Kingsley. などは、家庭内暴力の対象が子どもである場合を取り上げたものだが、家庭以外で子どもが性的虐待の対象とされる場合も多い。

『性的虐待の子ども』

☆Randall Easton Wickham 他: Therapeutic Work with Sexually Abused Children. (2002) Sage. そして、子どもに対する性的虐待は、WHOも正式な課題として取り上げざるを得ないほど普遍的現象となり、

『児童の性的虐待』

☆Anna Aprile他:Child Sexual Abuse. (2009) Nova Science. には、全米サンプル調査の結果が次のように紹介されている。すなわち、2歳から17歳までの女子で96/1000、男子で67/1000が性的虐待の経験を持つと。

## 88. 彷徨的流動と「棲み分け」

### ―トレーラー住民、ホームレス、刑務所―

人種別、社会階層別の「棲み分け」以前に、交 通手段における「乗り分け」も存在した。

『地下鉄の世紀』

☆Brian J. Cudahy:A Century of Subways. (2003) Fordham Univ. Press.

によれば、1970年代の後半にいたっても、ワシントン DC の地下鉄には金持ちと白人が乗り、貧困層と黒人はバスを利用したといわれる。そして2000年段階でも、黒人のバス利用者は白人の4倍(母数の曖昧な統計ではあるが)といわれている。また、ニューヨーク市の場合は、地下鉄の駅名に「ジャマイカ駅」があるように、地下鉄自体が「棲み分け」を促進している面も見られる。

『スプロール化と公衆衛生』

☆Howard Frumkin 他: Urban Sprawl and Public Health. (2004) Island press.

には、社会階層別の「棲み分け」を戯画化した住 宅地の案内板が掲載されている。

- ・まっすぐ行けば、本当にリッチな人のための エレガントな家
- ・左に行けば、ハンサムなアッパーミドル用の家
- ・右へ行けば、まさに労働者階級にふさわしい 家

これらの言葉が、郊外の風景のなかに埋め込まれた案内板に書かれてある。そして「労働者階級に ふさわしい家」にも手が届かない人は、中古、廃車のトレーラーを買って住むことになる。

『都市化と人間生物学』

☆Lawrence M. Schnell 他編: Urbanism, Health and Human Biology in Industrialized Countries.

(1999) Cambridge Univ. Press.

によれば、740万台のトレーラーハウスに1500万 人が住んでおり、社会階層的には白人貧困層とし て特徴づけられている。そして、さらにその下が スラム街、ホームレスという構図になり、ホーム レスに関する本は数多く出されているが、新しい ところでは

『現代ホームレス』

☆ Mary Ellen Hombs: Modern Homelessness. (2011) ABC-CLIO

がある。書名は「近代」だが、内容は「現代」。

アメリカの場合、無視できないのは、常時200万を超える刑務所の服役者がいることであり、その半分以上を黒人、ヒスパニックが占め、そのための費用は日本円で4兆円と5兆円の間である。この服役者の数に、つねに塀の内外を出入りする人たちを加えれば、それはひとつの「社会階層」を形成するほどの数になるのではないか。そして、資産家たちは、これだけの犯罪者、犯罪予備軍からみずからを守るために住居の「要塞化」(Gated Community)を進めつつある。

一方に要塞にこもる人がいれば、他方には社会から排除される人もいる。この「排除された人」 を世界史的に取り上げた本が

『排除された人々』

☆Ivan Goldin 他:Exceptional People. (2011) Princeton Univ. Press.

で、なかなかの力作である。この本によれば、1400年から1900年にかけて、アフリカから「輸出」された奴隷の数は1567万7497人と、最後の一桁まで明示されている。また、「排除された人々」が「性労働者」としてならば受け入れられることを示したのが

『グローバル性産業の政治経済学』

☆Sheila Jeffreys:The Industrial Vagina—The Political Economy of the Global Sex Trade. (2009) Routledge.

『タイの移民性労働者』

☆Kaoru Aoyama:Thai Migrant Sexworker. (2009) Palgrave.

である。

## 89. 貧困とテロリズム

### ─その標的は?─

「排除された人々」に、イスラム系貧民、難民 が多く、要塞化住居に住むのが「プロテスタント ・ブルジョアジー」であれば、これは原理的イスラム主義のターゲットにされかねない。そして、2001年9月11日のニューヨークの貿易センタービルの爆破によって、「テロリズム」が主権国家アメリカの戦争相手になってしまったのである。考えてみれば主権国家の宣戦布告によって始まり、一方の無条件降伏によって終わった戦争は、第2次世界大戦が最後となるのではないか。その後の戦争は内戦や民族的対立、部族間の紛争など、いろいろだが、イラク戦争の場合は、主権国家が「テロ」を相手に、他国の領土に軍隊を送りこんだ戦争といえる。

世界一の軍事力を持つ主権国家が戦争の相手に選んだ「テロ」ないし「テロリズム」とは何だろうか。かっては要人の暗殺などをテロ行為と言ったが、2001年9月11日の貿易センタービル爆破以来、イデオロギーと組織力に裏付けられた大量破壊行為と見なされるようになった。そして、この時期以後、テロリズムに関してまとめられた本が出されるようになった。

『なぜテロリズムか』

☆Alan M. Dershowitz:Why Terrorism Works. (2002) Yale Univ. Press.

『反米テロと中近東』

☆Barry Rubin 他 編:Anti-American Terrorism and Middle East. (2002) Oxford Univ. Press.

『テロリズムの地理的次元』

☆Susan L. Cutter 他編: Geographical Dimentions of Terrorism. (2003) Routledge.

『暴力ーテロ、大量虐殺、戦争』

☆Wolfgang Sofsky:Violence-Terrorism, Genocide. War. (2003) Granta Book.

そして注目すべきことは、生物学的テロリズムというべきもの、つまり人間対象の生物兵器によるテロリズムの他に人間の食物を汚染されるテロリズムが問題視されるようになったことである。

『生物学的脅威とテロリズム』

☆Stacey L. Knobler他: Biological Threats and Terrorism. (2002) National Academy Press.

『バイオテロリズムと公衆衛生』

☆John G. Bartlett 編:Bioterrorism and Public Health. (2002) Thomson.

『テロリズムと公衆衛生』

☆Barry S. Levy 他編:Terrorism and Public Health. (2003) Oxford Univ. Press.

『医師のテロ対策ガイド』

☆Michael J. Roy 編: Physician's Guide to Terrorist Attack. (2004) Humana Press.

『農業的バイオテロ対策』

☆ (農業的動植物への生物的脅威委員会): Countering Agricultural Bioterrorism. (2005) The National Academy Press.

などの書名から危険なトレンドが読みとれるが、 公衆衛生をテーマにした本でも、政治経済書以上 に、テロリズムの温床としての世界の貧困を指摘 している。どちらかといえば、単純再生産的な世 界で悠然と暮らしてきたイスラム教徒から見れば、 「勤勉と倹約」から「傲慢と効率」に転化してい った「プロテスタント・ブルジョアジー」の「拡 大再生産」方式は世界の貧困を加速するものとし て我慢できない存在だろう。

また、ブッシュのイラク戦争に英国が積極的に参加したのは、第1次世界大戦前後のエネルギー革命に対応した資本の拡大再生産のために、産油地帯をオスマン・トルコ帝国から切り離して「イラク」という国をつくったのだが、当然の成り行きといえる。

## 90. 展望をうばう勢力

## 一軍・産複合体—

大企業が戦争というものをマッチ・ポンプ式に利用するようになったのは、第1次世界大戦あたりからではないか。そのころ、イギリスのロールスロイス社は、一方で大量殺戮兵器「装甲自動車」を開発し、他方で「救急自動車」(それまでは「救急馬車」)を開発した。「殺傷する」ことも「救助する」ことも、企業にとってはマーケットだったわけである。

化学メーカーは毒ガスを開発し、農業用トラクターの会社は戦車(当時はタンクと言った)を戦線に送りだした。。国民国家が総力戦を展開するのだから「企業も国家に対する忠誠心を」ということなのだろう。しかし、これは表向きの話で、企業の「国家への忠誠心」とは、国家(予算)相手にマッチ・ポンプ式に金もうけをすることにほ

かならない。そして、戦争が終われば、膨張した 「軍需」生産施設を、器用に「民需」に転換させ、 (例えば、火薬の会社は化学繊維メーカーに変身 するなど)、1920年代の耐久消費財革命をもたら した。

第1次大戦は「マッチ・ポンプ」方式を生み、第2次大戦は「軍・産複合体」を生んだ。戦後、アメリカ大統領がアイゼンハワーからケネディーに変わったとき、アイクは若きケネディーに"わしは陸軍元帥だったが軍・産複合体をコントロールできなかった。君は海軍中尉に過ぎないから大変だよ"という意味のことを言ったそうである。『グローバル・コントロール』

☆Peter McMahon:Global Control. (2002) Edward Elgar.

の第3章は「情報技術とアメリカ軍・産複合体」 となっているが、大統領でもコントロールできな かった軍・産複合体がグローバル・コントロール をやり、兵器の売り上げ増や在庫減らしのために、 戦争の仕掛け人をやっているのが今日的状況であ る。

『福祉市場』

☆M. Bryna Sanger:The Welfare Marketplace. (2003) Brooking Inst. Press.

には、有力「福祉産業」として「ロッキード・マーチン社」が登場するが、第2次大戦中、「ロッキード」は戦闘機の機種名であり、「マーチン」は爆撃機の機種名であった。「ノースロップ・グラマン社」も戦中派にとっては軍用機の名称以外のものではない。そして日本中を焼き払ったB29の製造元、ボーイング社を中心に据えた大冊が『軍・産複合体とアメリカ社会』

☆Sterling Michael Pavelec 編:The Military-Industrial Complex and American Society. (2010) ABC-CLIO.

であり、歴代大統領をふくめた「軍・産複合体」 関連紳士録のような本である。

これだけ「軍・産複合体」が力をもってくれば 『軍事経済学-力と金の相互関係』

☆Ron Smith:Military Economics—The Interaction of Power and Money. (2011, 初版2009) Palgrave. という一種の理論書も登場する。ここで「理論書」といったのは、アダム・スミスの『諸国民の富』

(1776) から説き起こし、クラウゼヴィッツの戦争論にふれ、さらに「オスカーワイルド段階」という言葉まで登場する文明批判評的な面を持っているからである。「世紀末」という意味なのだろうか。B2 爆撃機、1 機20億ドル(1600億円)というのは、「世も末」で、到底21世紀末まで持ち

そうもないが、「われわれの展望を奪う勢力」が みずから転び、自滅するのをただ待っているとい うのは情けないことではないか。

(のむら たく、国民医療研究所顧問)

## 総研いのちとくらしブックレット

## (詳しくは、事務局までお問い合わせください)

総研いのちとくらしブックレットNo.1 『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1

章・日本の医療制度や診療 報酬問題をめぐる歴史的概 括、第2章・日本の医療・ 介護制度の直面している問 題と二つの道、第3章・診 療報酬、介護報酬について の提言という構成となって おり、全日本民医連からの 委託研究報告書を基に、診 療報酬制度をめぐる動きや 用語解説などが加筆されて 作成された。



総研いのちとくらしブックレットNo.2 『デンマークの社会政策』

デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した \*Social

Policy in Denmark<sup>2</sup> の 翻訳。2002年、デンマーク へ高齢者福祉視察に行った 訳者が、デンマークの社会 政策全般の枠組みをはじめ に、子ども・家族政策、労 働援助、障害者、社会的困 窮者への対策など、アクテ ィベーションの福祉政策が 一望できる内容となってい る。序文・宮本太郎(北海 道大学)。



総研いのちとくらしブックレットNo.3

### 『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75ページ、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用 語解説を巻末に入れています。

### 【目 次】

はじめに

鈴木 篤

非営利・協同とは

角瀬保雄

- (1) はじめに
- (2) 理念としての非営利・協同
- (3)経済主体としての非営利・協同
- (4)経済セクターとしての非営利・協同
- (5) 非営利・協同の課題
- (6)非営利・協同と労働

非営利・協同と社会変革

富沢賢治

- (1) 社会変革の歴史
- (2) 非営利・協同組織とはなにか
- (3) 非営利・協同セクターとはなにか
- (4) 社会経済システムにおける非営利・協同
- セクターの位置と役割 (5) 結論

非営利・協同の事業組織

坂根利幸

- (1) 非営利・協同の意義
- (2) 非営利・協同の出資と所有
- (3)協同の民主主義

座談会「非営利・協同入門」

角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸

用語解説

あとがき 石塚秀雄



## 総研いのちとくらしブックレット

## No. 4 『非営利・協同Q&A』

ISBN 978-4-903543-08-6

2010年9月1日発行、A5版116ページ、頒価300円

このブックレットは、非営利・協同の原則や理念などを、学者研究者等11名の執筆者により短い一問 一答形式で、一般読者、学生、非営利・協同関係の人々向けに編集したものです。

非営利・協同について、その基本的考えをまとめてわかりやすく説明した本は、これまでほとんどあ りませんでした。このブックレットは、非営利・協同とはなにかについての理解を深めるための、格好 のテキストになるものと確信しております。また巻末には「さらに深めたい人へのおすすめの本リスト」 がついています。

このブックレットを多くの方に読んで活用いただきたいと考えております。

※50部以上ご注文いただいた場合は、頒価から2割引きとさせていただきます。

(美和書店、保健医療研究所でもお取り扱いいただいています)

─ブックレット『非営利・協同Q&A』の目次−

- 1. 非営利・協同の原則(Q1-Q8)
- 2. 非営利·協同の担い手(Q9-Q17)
- 3. 非営利・協同の展開(Q18-Q22)
- 4. 非営利・協同と制度 (Q23-Q27)
- 5. 非営利·協同と経営・労働 (Q28-Q37)
- 6. 非営利・協同の社会的位置(Q38-Q44)

連絡・申込先:非営利・協同総研いのちとくらし 事務局

(担当:石塚秀雄、竹野ユキコ)

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労育

電話:03-5840-6567 FAX:03-5840-6568 e-ma

Total College	
音お茶の水センター 2 階	
ail:inoci@inhcc.org	
氏	
となるものでお送りします	
<b>話番号:</b>	
(	

非営利・協同 Q&A

ブックレット『非営利・協同Q&A』(頒価300円、送料別※)注文
----------------------------------

※メール便、ゆうメール、レターパック、宅急便などでもっとも低料金

●お名前:

●郵便番号:

ᆕ

●部数:

●電話

部

●ご住所:

●その他:送付方法の指定や領収書のご希望などがあればお願いします。

# 【FAX送付書】

## 切り取ってお使いください *研究所のFAX番号:*

03 (5840) 6568

□ 読者の声	機関誌や研究所に対するご感想・ご意見・取り上げて欲しいテーマなどを お寄せください (機関誌等に掲載することもあります)。
お名前・ご所属等	年齢 才
ご連絡先住所	〒
電話番号・電子メ	ールなど

# 【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください *研究所のFAX番号:* 

03 (5840) 6568

特定非営利	活動法人  非	控利・	協同総	合研究	所いのち	とくらし	, 入	会申辽	_書
<u>・</u> 会員の別	正会員(	個人・	団体	)	賛助会員	( 個人	•	団体	)
・入会口数	(	) 🏻							
ふりがな									
団体名称またに	は氏名								
※団体正会員の場									
先等を記入して下									
※団体会員で、登	T		が異な	る場合は	は、担当者	の氏名も	記入し	て下さ	ζ ( , °
     (団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名		、名						
	1	がな 1当者名							
(個人会員のみ)		がな 勤務先等							
※機関誌等の郵送	先、連絡先を	記入して	下さい						
〒番号	_	_							
住所									
   電話番号	(	)		F A	 X番号		(	)	
電子メール			@						
※専門・主たる研	究テーマまた	は研究しっ	て欲しい	ハテーマ	マ・要望等	を記入し	て下さ	۲ ل ۱	
・入会金と会費	(1) 入会金		団体正	 会員···		····· 10, 0	000円		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		個人正	会員…		1,0	000円		
	(0) 左入曲	/ 1 ¬\			人・団体)			/ <b>1</b> 🖂 '	NLL)
	(2)年会費	(ІЦ)							
					•••••	,			

#### 【次号40号の予定】2012年10月発行予定

- ・日本の社会保障制度の転換
- ・医療産業政策と非営利・協同セクター
- ・ヨーロッパの社会政策の転換
- ・その他

#### 【編集後記】

今号は発行が遅れて申し訳ありません。電力原発問題は国を二分する綱引き状態です。これを現実論と理想論の対立と見るのは正しくないでしょう。人々のいのちとくらしを守るための、現在と未来に責任をもった社会経済のあり方は何なのかという対立軸にしていく必要があるとおもいます。どうやら選挙も近そうです。

### 【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただく場合があります。

#### 1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員(正・賛助)とする。ただし、非会員も可(入会を条件とする)。

### 2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

#### 3. 原稿字数

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
- ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
- ③ 「研究所 (レポート) ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。

(これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです)。

### 4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふできに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

### 5. 締め切り

随時(掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定)

### 6. 執筆注意事項

- ① 電子文書で送付のこと(手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます)
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる(「ですます調」または「である調」のいずれかにすること)。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること(そうでない場合、版下代が生ずる場合があります)。

### 7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

## 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」 事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階 TEL: 03-5840-6567/FAX: 03-5840-6568 ホームページ URL:http://www.inhcc.org/ e-mail:inoci.@inhcc.org